

高等学校学習指導要領解説

看護編

平成22年1月

文 部 科 学 省

高等学校学習指導要領解説 看護編

目 次

第1章 総説	1
第1節 改訂の趣旨	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の趣旨	2
3 改訂の要点	4
第2節 看護科の目標	6
第3節 看護科の科目編成	7
第2章 看護科の各科目	9
第1節 基礎看護	9
第1 目 標	9
第2 内容とその取扱い	9
1 内容の構成及び取扱い	9
2 内 容	10
第2節 人体と看護	16
第1 目 標	16
第2 内容とその取扱い	16
1 内容の構成及び取扱い	16
2 内 容	16
第3節 疾病と看護	20
第1 目 標	20
第2 内容とその取扱い	20
1 内容の構成及び取扱い	20
2 内 容	21
第4節 生活と看護	24
第1 目 標	24
第2 内容とその取扱い	24
1 内容の構成及び取扱い	24
2 内 容	25
第5節 成人看護	28
第1 目 標	28
第2 内容とその取扱い	28
1 内容の構成及び取扱い	28
2 内 容	28
第6節 老年看護	33
第1 目 標	33
第2 内容とその取扱い	33
1 内容の構成及び取扱い	33
2 内 容	33
第7節 精神看護	37
第1 目 標	37
第2 内容とその取扱い	37
1 内容の構成及び取扱い	37

2	内 容	3 7
第 8 節	在宅看護	4 0
第 1 目 標		4 0
第 2 内 容	内容とその取扱い	4 0
1 内 容	内容の構成及び取扱い	4 0
2 内 容		4 1
第 9 節	母性看護	4 3
第 1 目 標		4 3
第 2 内 容	内容とその取扱い	4 3
1 内 容	内容の構成及び取扱い	4 3
2 内 容		4 3
第10節	小児看護	4 7
第 1 目 標		4 7
第 2 内 容	内容とその取扱い	4 7
1 内 容	内容の構成及び取扱い	4 7
2 内 容		4 7
第11節	看護の統合と実践	5 1
第 1 目 標		5 1
第 2 内 容	内容とその取扱い	5 1
1 内 容	内容の構成及び取扱い	5 1
2 内 容		5 1
第12節	看護臨地実習	5 5
第 1 目 標		5 5
第 2 内 容	内容とその取扱い	5 5
1 内 容	内容の構成及び取扱い	5 5
2 内 容		5 6
第13節	看護情報活用	6 0
第 1 目 標		6 0
第 2 内 容	内容とその取扱い	6 0
1 内 容	内容の構成及び取扱い	6 0
2 内 容		6 0
第 3 章	教育課程の編成と指導計画の作成	6 3
第 1 節	教育課程の編成	6 3
1 内 容	教育課程編成の一般方針	6 3
2 内 容	各教科・科目及び単位数等	6 4
3 内 容	各教科・科目の履修等	6 6
4 内 容	各教科・科目等の授業時数等	6 8
5 内 容	教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項	6 9
第 2 節	各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い	7 3
1 内 容	指導計画の作成に当たっての配慮事項	7 3
2 内 容	各科目の指導に当たっての配慮事項	7 4
3 内 容	実験・実習の実施に当たっての配慮事項	7 4

第1章 総 説

第1節 改訂の趣旨

5

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂「生きる力」という理念の共有基礎的・基本的な知識・技能の習得思考力・判断力・表現力等の育成確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保学習意欲の向上や学習習慣の確立豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、^{ひら}については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊か^{ひら}でたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、の思考

力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験，レポートの作成，論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱，漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録，要約，説明，論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

また、高等学校の教育課程の枠組みについては、高校生の興味・関心や進路等の多様性を踏まえ、必要最低限の知識・技能と教養を確保するという「共通性」と、学校の裁量や生徒の選択の幅の拡大という「多様性」のバランスに配慮して改善を図る必要があることが示された。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に幼稚園教育要領，小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示したのに続き、平成21年3月9日には高等学校学習指導要領及び特別支援学校の学習指導要領等を公示した。

高等学校学習指導要領は、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用することとしている。それに先だって、平成22年4月1日から総則の一部、総合的な学習の時間及び特別活動について先行して実施するとともに、中学校において移行措置として数学及び理科の内容を前倒して実施することとしたことに対応し、高等学校の数学、理科及び理数の各教科・科目については平成24年4月1日の入学生から年次進行により先行して実施することとしている。

2 改訂の趣旨

平成20年1月の中央教育審議会答申においては、学習指導要領改訂の基本的な考え方が示されるとともに、各教科等の改善の基本方針や主な改善事項が示されている。このたびの高等学校看護科の改訂は、これらを踏まえて行ったものである。

中央教育審議会の答申の中で、職業に関する各教科・科目の改善については、次のように示された。

(ア) 職業に関する各教科・科目

() 改善の基本方針

これまで、幅広い分野で産業・社会を支える人材を輩出してきた専門高校は、今後も経済社会の様々な情勢の変化に対応し、職業人として必要とされる力を身に付けた人材を育成するとともに、地域や産業社会の発展に貢献するために、引き続き重要な役割を果たすことが求められている。

このため、専門高校における職業に関する各教科・科目については、その課題や改正教育基本法等で示された職業にかかわる規定等を踏まえ、将来のスペシャリストの育成という観点から専門分野の基礎的・基本的な知識、技術及び技能を身に付けるための教育とともに、社会に生き、社会的責任を担う職業人としての規範意識や倫理観等を醸成し、豊かな人間性の涵養等にも配慮した教育を行うことが重要である。

また、産業構造の変化、科学技術の進歩等の情勢の変化に対応し、それぞれの専門分野で真に必要とされる教育内容に精選するとともに、新たに求められる教育内容・方法を取り入れることが重要である。

さらに、専門高校における職業教育の充実のためには、小学校・中学校段階におけるキャリア教育や進路指導との接続、専門高校生に産業社会や大学等が求める能力・資質との関連、社会や大学等の専門高校生への積極的評価、次代を担う人材の育成という観点から、関係各

界・各機関等との連携強化なども重要な視点である。このような基本的考え方の下、各教科について科目の構成及び内容の改善を図る。

() 改善の具体的事項

(教科横断的な事項)

次の三つの視点を基本とし、各教科を通して以下の横断的な改善を図る。

第一は、将来のスペシャリストの育成に必要な専門性の基礎・基本を一層重視し、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術及び技能の定着を図るとともに、ものづくりなどの体験的学習を通して実践力を育成する。

さらに、資格取得や有用な各種検定、競技会への挑戦等、目標をもった意欲的な学習を通して、知識、技術及び技能の定着、実践力の深化を図るとともに、課題を探究し解決する力、自ら考え行動し、適応していく力、コミュニケーション能力、協調性、学ぶ意欲、働く意欲、チャレンジ精神などの積極性・創造性等を育成する。

第二は、将来の地域産業を担う人材の育成という観点から、地域産業や地域社会との連携・交流を通じた実践的教育、外部人材を活用した授業等を充実させ、実践力、コミュニケーション能力、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる。

第三は、人間性豊かな職業人の育成という観点から、人と接し、自然やものとかかわり、命を守り育てるといった職業教育の特長を生かし、職業人として必要な人間性を養うとともに、生命・自然・ものを大切に作る心、規範意識、倫理観等を育成する。

また、上記を踏まえた改善に当たり、産業構造の変化、技術の進捗等に柔軟に対応できる人材の育成のため、専門分野に関する基礎的・基本的な知識、技術等の定着を特に重視するとともに、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきである。

上記の他、生徒の意識の変化や進路の多様化等に対応するため、弾力的な教育課程を編成することに加えて、より実践的な職業教育や就業体験等を通じて、職業選択能力や人生設計能力を身に付けさせる教育が可能となるよう配慮することも必要である。

また、看護に関しては、次のように示された。

f) 看護

医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど次のような改善を図る。

(ア) 教科の目標については、看護教育としての基本的なねらいに変更はないので、現行どおりとする。

(イ) 科目構成については、上記の改善の視点に立ち、現行の6科目を13科目とする。

基礎看護、看護基礎A、看護基礎B、看護基礎C、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看

護、母性看護、小児看護、看護臨床実習、看護情報活用、看護の統合と実践

(ウ) 新設する科目については、以下の1科目とする。

- ・「看護の統合と実践」：看護に関する各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識・技術を統合する。

(I) 以下のとおり、科目を再構成する。

- ・看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「看護基礎医学」の内容を以下の3科目に整理分類する。

「看護基礎A」：人体の構造と機能、栄養、感染と免疫

「看護基礎B」：疾病の成り立ちと回復の過程、薬物と薬理

「看護基礎C」：精神保健、生活と健康、社会保障制度と福祉

- ・高齢化の進展等に伴い、対象の様々な状態や状況に適切に対応するため、それぞれの専門領域の教育内容を充実することとし、「成人・老人看護」の教育内容を「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」及び「在宅看護」の4科目に整理分類する。

- ・母性看護学及び小児看護学の分野の専門性に応じて、それぞれの専門領域の教育内容を充実するため、「母子看護」の教育内容を「母性看護」及び「小児看護」の2科目に整理分類する。

- ・臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容を充実するため、「看護臨床実習」の名称を変更し、「看護臨床実習」とする。

- ・看護・医療の分野における情報及び情報手段を活用する能力の育成について内容を充実するため、「看護情報処理」の名称を変更し、「看護情報活用」とする。

看護科については、以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項を踏まえて改定した。

3 改訂の要点

(1) 教科の目標

教科の目標については、看護教育として基本的なねらいに変更はないので、従前と同様である。

(2) 科目の構成

科目の構成については、医療の高度化等に対応した、専門性の高い看護判断能力、安全で確実な看護技術の育成、看護倫理やコミュニケーション能力などの豊かな人間性を身に付けた人材の育成を図るため、「看護の統合と実践」を新設するとともに、「看護基礎医学」を「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の3科目に、「成人・老人看護」を「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」の4科目に、「母子看護」を「母性看護」、「小児看護」の2科目に再構成した。さらに、「看護臨床実習」を「看護臨床実習」、「看護情報処理」を「看護情報活用」に科目の名称変更を行い、改訂前の6科目から13科目に改めた。

基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、在宅看護、母性看護、小児看護、看護の統合と実践、看護臨床実習、看護情報活用

なお、看護科については、改訂前と同様に「課題研究」を設けていない。これは、看護に関する学科においては、職業資格取得との関連で必須とされる専門科目の履修単位数が多いことなどを考慮したためである。しかしながら、「課題研究」のねらいとする問題解決の能力や創造性を育てることは看護教育においても大切なことであり、「看護臨床実習」の目標として「問題解決の能力を養う」ことを明示するとともに、生徒が主体的に設定した看護に関する課題に

ついて、問題解決的な学習を行うように配慮している。また、必要があれば、「課題研究」を「学校設定科目」として設けることもできる。

第 2 節 看護科の目標

教科の目標は次のとおりである。

5

看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

10 教科の目標は、改訂前と同じであり、次の三つの事項から構成されている。

(1) 看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。

この教科は、看護に関する知識と技術を習得させることをねらいとしていることを示すとともに、高等学校の看護教育においては、基礎的・基本的な内容を重視することを明らかにしている。

15 このことは、医学や看護学などの進展に伴う医療・看護技術の高度化に対応し、安全で確実な看護を提供するためには、高等学校において基礎的・基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるとともに、それを基に生涯にわたって学び続けていく態度を育成することが重要であることを示している。

20 (2) 看護の本質と社会的な意義を理解させること。

看護教育においては、知識と技術の習得にとどまらず、精神面を充実し、看護の職業に従事する者として必要な意識の高揚を図ることにより、看護職者として常に自覚と責任をもって行動する態度を育成することが必要である。

このため、看護の本質と社会的な意義の理解を目標の一つとして掲げている。

25

(3) 国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てること。

「国民の健康の保持増進に寄与する」ことは、保健・医療・看護の職業に従事する者に共通した役割である。ここでは、その役割を果たすことのできる、看護の職業に従事する者として必要な能力と態度を育てることとしている。

第3節 看護科の科目編成

看護科の科目は、次の表に示すとおりである。

5

科目新旧対照表

10

15

20

25

科目(改訂)	科目(従前)
基礎看護	基礎看護 看護基礎医学
人体と看護	
疾病と看護	
生活と看護	成人・老人看護
成人看護	
老年看護	
精神看護	
在宅看護	母子看護
母性看護	
小児看護	看護臨床実習 看護情報処理
看護の統合と実践	
看護臨地実習	
看護情報活用	
(13科目)	(6科目)

30

今回の改訂において、看護科の科目については、医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設、関連科目の整理再構成を行い、改訂前の6科目から13科目に改めた。

今回の改訂における各科目の構成の改善点等は、次のとおりである。

(1) 科目の新設

35

看護科の各科目で学習した内容を臨床で実際に活用していくことができるよう、知識・技術を統合する内容として「看護の統合と実践」を新設した。

(2) 科目の再構成

40

看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目として教育内容を充実するため、「看護基礎医学」の内容を以下のように整理分類し再構成した。

「人体と看護」 - 人体の構造と機能，栄養，感染と免疫

「疾病と看護」 - 疾病の成り立ちと回復の過程，薬物と薬理

「生活と看護」 - 精神保健，生活と健康，社会保障制度と福祉

45

また、高齢化の進展等に伴い、老年看護学の専門領域の教育内容を充実するとともに、対象の様々な状態や状況に対応するため、「成人・老人看護」の教育内容を「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」の専門領域の教育内容に整理し、それぞれを科目として再構成した。

さらに、母性看護学及び小児看護学の分野の専門性に応じて、「母子看護」の教育内容を「母

性看護」及び「小児看護」の専門領域の教育内容に整理し、それぞれを科目として再構成した。

(3) 科目の名称変更

- 臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容を充実するため、
- 5 「看護臨床実習」を「看護臨地実習」に変更した。
- また、看護・医療の分野における情報及び情報手段を活用する能力の育成について内容を充実するため、「看護情報処理」を「看護情報活用」に変更した。

第2章 看護科の各科目

第1節 基礎看護

5

この科目は、看護の基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を行うための基本的な能力と態度の育成を図るものであり、看護に関する学科では、原則としてすべての生徒に履修させる科目である。

10 第1 目 標

看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割を理解させ、日常生活の援助及び診療における看護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行う能力と態度を育てる。

15

この科目の目標は、看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割を理解させ、日常生活の援助及び診療における看護に関する知識と技術を習得させるとともに、看護を適切に行うための基礎的な能力を養い、人間尊重の精神と職業倫理に根ざして、常によりよい看護を目指して自ら向上しようとする積極的な態度を育てることにある。

20

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

25 この科目の内容は、(1) 看護の意義と役割、(2) 日常生活と看護、(3) 診療と看護、(4) 看護活動の展開の4項目から構成しており、8～11単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

30

ア 指導に当たっては、望ましい看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成すること。

35 看護は豊かな人間愛をもって、人々の健康に関して援助に携わることにより発展してきたが、現代の急激な技術革新の中で、医療技術も高度化し、生命倫理等に関する様々な問題が生じてきている。また、情報化の進展など社会の変化の中で人々の考え方は多様化し、個人の考え方が尊重されるなど、人権の尊重が重要な時代となってきている。このような社会の状況の中にあって、看護に携わる者は、専門職として対象者の様々な要求に的確にこたえる責任と義務があると同時に、人間の生命や人権を尊重した信念、倫理観に従って看護を行っていくことが重要となってきている。

40 すなわち、この科目の指導に当たっては、看護の専門職業人としての精神的基盤である看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成し、自ら判断し行動できる力を育てるように工夫することが大切である。

イ 内容の(2)及び(3)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

45

看護は様々な対象に対し、一人一人に合った方法で的確に実施しなければならない。加えて、現代の医療はますます高度化し、看護職はそれらに対応できる知識と高度な看護技術を要求されてき

ており、様々な場面において自ら考え創意工夫をしながら的確に援助できる知識と技術を身に付けることが重要となってきた。

指導に当たっては、単に技術のみの習得を図るのではなく、科学的な知識の裏付けによる援助の必要性の理解とその方法について、講義と実習の一体的な指導を通して体験的に習得させるとともに、様々な場面において、最も的確な方法を自ら考え、創意工夫をして安全・安楽を図りながら看護を実施できる能力を育てるよう指導することが大切である。

ウ 内容の(4)の工については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

10 内容の「(4) 看護活動の展開」の「工 看護活動の場における組織」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には、専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

15 (1) 看護の意義と役割

ア 看護の対象の理解
イ 看護の意義
ウ 看護活動の分野
20 エ 看護職とその倫理

(内容の範囲や程度)

25 ア 内容の(1)については、人間理解を基盤とする看護の基本的な概念及び保健・医療・福祉における看護の役割及び看護職としての使命と責任について扱うこと。

ここでは、健康の概念を基盤とし、人間の基本的欲求、成長・発達の過程等についての学習を通して、よりよい看護を行うためには人間を総合的に理解することが重要であることを認識させた上で、看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割について理解させ、望ましい看護観・職業観及び倫理観をはぐくむことをねらいとしている。

ア 看護の対象の理解

看護の対象は、身体的・精神的・社会的側面をもつ統一体としての人間であり、看護を行う場合には、これらの各側面を総合的に把握する必要があることを理解させる。また、看護は、あらゆる年齢層の様々な健康レベルにある人を対象とすることから、人間に共通する特性である基本的欲求や成長・発達の過程について理解させるとともに、対象の個別的な病状や心理的・文化的・社会的な状態を把握して看護を行うことが重要であることを理解させる。

健康の概念については、世界保健機関(WHO)による健康の定義をはじめ、多様な健康観があることや、時代や文化に影響されることなどを学習させ、多様な見方があることを理解させる。

イ 看護の意義

看護は、豊かな人間愛と職業倫理並びに科学的な知識に基づいて、人々が健康を保持・増進・回復し、あるいは安らかな死を迎えることができるように援助する専門職であることを理解させ、このような看護の目的を達成するための看護者の働きについて学習させる。また、看護の起源と専門職としての看護の歴史について学習させることにより現代の看護をより深く理解させ、看護の向上に寄与する態度を育てる。

ウ 看護活動の分野

人間が生活している家庭，地域，学校，職場などの様々な場において看護活動が行われていることや，それらの看護活動の特徴を学習させることにより，看護の役割を理解させる。また，保健・医療や福祉施設等の種類と役割の概要を，看護活動とのかかわりにおいて学習させる。

エ 看護職とその倫理

- 5 看護職の法的責任と任務及び看護の職業倫理について学習させ，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に根ざした人間観，看護観を育てるとともに，患者のクオリティー・オブ・ライフを重視した看護の必要性について理解させる。また，高度医療における看護職としての使命や生命倫理の問題について関心をもたせるよう配慮する。

10 (2) 日常生活と看護

- | | |
|----|-------------------------|
| 15 | ア 日常生活の理解 |
| | イ 食生活の援助 |
| | ウ 排泄の援助 |
| | エ 活動・運動の援助 |
| | オ 睡眠と休息の援助 |
| | カ 身体の清潔の援助 |
| | キ 衣生活の援助 |
| 20 | ク 学習，生産的な活動，レクリエーションの援助 |
| | ケ 病床環境の調整 |
| | コ 安全と医療事故 |

(内容の範囲や程度)

- | | |
|----|---|
| 25 | イ 内容の(2)については，患者の状態に応じた日常生活の援助をするための基礎的な知識と技術を扱うこと。 |
|----|---|

ここでは，日常生活が人の健康や成長・発達に大きくかかわりをもつことについて理解させるとともに，患者の状態に応じて，健康の回復に役立つように日常生活の援助を行うための基礎的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア 日常生活の理解

日常生活行動は人間の基本的欲求に基づいており，日々の生活の積み重ねが，成長・発達の過程でもある。健康の保持・増進や成長・発達に役立つよう行動することは，本来，自主的な行為であるが，健康に問題が生じ，自力で行えないとき他者の援助が必要となり，その際には看護が重要となることを理解させる。

健康にかかわる日常生活行動としては，生命維持に関連の深いものから社会生活に関連の深いものまであり，これらは，人間が生理的・心理的並びに社会的に平衡状態を維持していくための行動でもあることを理解させる。

日常生活の援助を行うに当たっては，その援助の必要性について科学的に考え，安全と安楽に配慮し，対象の状態に応じて日常生活の自立に向けた援助を行うことが大切であることを理解させる。

イ 食生活の援助

人間の食欲，咀嚼，嚥下，消化・吸収などの生理に関する学習を基礎として，人間にとっての食事の意味を幅広く考えさせ，食事に影響を及ぼす心身の状態や環境条件等について理解させる。

食事の種類や主な治療食，摂取方法についての理解に基づき，対象の状態に応じて，安全と安楽に配慮した食事の援助を行うための知識と技術を習得させる。なお，栄養については，「人体と看護」の内容の「(2) 栄養」との関連を図って扱うようにする。

ウ 排泄の援助

排泄の生理に関する学習を基礎として、排泄に影響を及ぼす因子について理解させる。また、看護を行うに当たっては患者のプライバシーや羞恥心への配慮を必要とすることを理解させるとともに、便器や尿器を用いた臥床時の自然排泄の援助に必要な知識と技術を習得させ、看護者に求められる望ましい対応の仕方について考えさせる。

排泄障害については、その発生原因について概略的に理解させ、浣腸や導尿を含めた障害の程度に応じた援助についての基礎的な知識と技術を習得させる。なお、導尿については、内容の「(3) 診療と看護」の「カ 無菌法と院内感染の予防」との関連を図って扱うようにする。

エ 活動・運動の援助

活動・運動が健康に及ぼす影響、姿勢・体位の種類と生理的な特徴、ボディメカニクスの原理について学習させるとともに、疾病・障害や治療により安静を強いられる患者や廃用症候群のある患者の心身の苦痛と障害について理解させ、ボディメカニクスの原理に基づいた床上における安楽な体位と良肢位の保持、体位変換、移動と移送、床上運動についての知識と技術を習得させる。

オ 睡眠と休息の援助

睡眠と休息の意義、睡眠の生理とリズム、健康を保つための睡眠と活動のバランス、睡眠に影響を及ぼす心身の状態や環境因子、睡眠の習慣等について理解させ、不眠への対応や安静を保つための援助に関する知識と技術を習得させる。

カ 身体の清潔の援助

皮膚の構造と生理についての学習を基礎とし、身体の清潔と健康との関連や人間にとっての清潔の意義と清潔保持の必要性を理解させ、皮膚・毛髪や口腔等の清潔の援助を行うための知識と技術を習得させる。

キ 衣生活の援助

衣生活の意義及び衣服と健康とのかわりについて学習させるとともに、患者の寝衣の条件及び寝衣交換の必要性を理解させ、患者の状態に応じた寝衣の着脱方法に関する知識と技術を習得させる。

ク 学習、生産的な活動、レクリエーションの援助

人間にとっての基本的欲求の一つとしての学習、生産的な活動及びレクリエーションの意義の理解に基づき、療養生活における学習、生産的な活動及びレクリエーションの意味と必要性及び看護者の役割を理解させる。

療養生活における学習については、患者の自立を目指す学習の必要性及び患者の負担とならない継続可能な学習の方法を理解させる。また、長期療養者の心理的、社会的状況と学習との関係を理解させるとともに、その援助の方法を理解させる。

療養生活における生産的な活動については、療養生活の中での生産的な活動が患者に生きがいを与え、社会復帰への意欲となることを理解させるとともに、その援助の方法を理解させる。

療養生活におけるレクリエーションについては、療養生活での気分転換を図り、回復意欲に励みを与えるという、レクリエーションの意義を理解させ、安全で楽しい雰囲気のできるレクリエーションの内容と方法を考えさせる。

ケ 病床環境の調整

人間の健康にとって望ましい環境条件について学習させた上で、環境条件が患者の健康回復に及ぼす影響を理解させ、病床の作り方及び患者の状態に応じて病床環境を整えるための知識と技術を習得させる。また、患者を取り巻く人々と患者との人間関係の調整について理解させる。

コ 安全と医療事故

安全を確保することは人間の生命を守る使命を担った看護者にとって最も重要であり、正しい知識と基礎・基本に従った技術が医療事故を防ぐことにつながることを理解させる。また、医療事故の発生要因・種類、医療事故防止についての知識と技術を習得させるとともに、患者が療養生活を送る中で、事故の危険性を予測し、医療事故の発生を回避するための安全管理や

事故発生時の危機管理の方法について理解させる。

感染については，内容の「(3) 診療と看護」の「カ 無菌法と院内感染予防」との関連を図って扱うようにする。

5 (3) 診療と看護

ア フィジカルアセスメント
イ 診察・検査と看護
ウ 与薬
エ 褥^{あん}法・保温
オ 褥^{しよくそう}瘡の予防と手当て
カ 無菌法と院内感染の予防
キ 救急処置
ク 災害看護

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については，診療における看護に関する基礎的な知識と技術を扱うこと。

20 ここでは，診療の概要と診療による患者の心身への影響について理解させた上で，患者の苦痛や不安を軽減し，診療が正確かつ円滑に行われるための看護者の役割について理解させ，診療を受ける患者の援助に関する基礎的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア フィジカルアセスメント

25 フィジカルアセスメントに関する知識と技術が，看護にとって基盤となることの重要性を理解させる。

また，体温調節の仕組み，心臓と血管の働き，呼吸運動と呼吸の生理についての学習を基礎として，体温，脈拍，呼吸，血圧，意識レベルのバイタルサインを観察することの意義と重要性を理解させる。観察の方法については，それぞれの測定の方法や，体温，脈拍，呼吸，血圧に影響を与える因子，患者の諸条件及び器具の操作と手順について学習させ，正確に測定する技術を習得させる。その際，その測定結果の正常と異常を判断し，アセスメント能力を養い，適切に記録・報告が行えるように指導する。

フィジカルアセスメントについては，「成人看護」の内容の「(2) 機能障害と看護」との関連を図って扱うようにする。

イ 診察・検査と看護

35 診断の過程における検査の意義及び患者の心理について理解させるとともに，診察や検査における看護者の役割について理解させ，診察介助，身体各部の計測，主な検査の介助に関する知識と技術を習得させる。

また，主な医療機器の種類や特徴について学習させ，医療機器を装着している患者の安全を守るための継続的な観察と異常の早期発見・対処が重要であることを理解させる。

40 検査の概要については「疾病と看護」の内容の「(1) 疾病の成り立ちと回復の過程」の「ウ 疾病と検査」との関連を図って扱うようにする。

ウ 与薬

45 医師の処方から与薬後の観察・評価までの一連の与薬の過程と，それぞれの過程における看護者の役割について理解させ，内服薬の与え方，外用薬の使い方，注射法，酸素療法及び安全で正確な与薬をするための薬物の管理や取扱いに関する知識と技術を習得させる。注射法については，無菌法についての理解を基礎として学習させる。

エ 褥^{あん}法・保温

温度刺激に対する生体の反応について理解させるとともに，褥^{あん}法・保温の種類と目的につい

て理解させ、安全で効果的な^{あん}電法を行うための知識と技術を習得させる。

オ 褥瘡の予防と手当て

褥瘡形成のメカニズムを褥瘡発生の要因や誘因、好発部位等と関連させて理解させ、褥瘡予防と早期発見及び発生時の手当てに関する知識と技術を習得させる。その際、褥瘡予防における看護者の役割の重要性を強調する。

カ 無菌法と院内感染の予防

病原微生物と感染の成立についての学習に基づいて、感染予防の原則を理解させるとともに、無菌法及び院内感染予防の必要性及び感染予防における看護者の役割の重要性について理解させる。

スタンダードプリコーションの感染対策の基本的な考え方を基にして、医療機器や衛生材料等の滅菌・消毒の方法、滅菌した物品をより効果的に操作するための無菌操作、感染経路を遮断する方法としての隔離、ガウンテクニック及び手洗いについて必要な知識と技術を習得させる。

キ 救急処置

救急処置の意義及び救急処置における看護者の役割を理解させるとともに、救急患者とその家族の心理面に対する配慮の必要性について理解させる。

心停止・呼吸停止・溺水・急性中毒などの場合の一次救命処置の方法、出血・熱傷・骨折・捻挫・脱臼などの外傷の手当て及び傷病者の移送に関する知識と技術を習得させる。

ク 災害看護

災害医療・看護における看護者の役割を理解させるとともに、患者とその家族の心理面に対する配慮の必要性について理解させる。災害現場におけるトリアージ、治療、看護活動について理解させる。また、内容の「キ 救急処置」と関連を図って扱うようにする。

(4) 看護活動の展開

- ア 患者との人間関係
- イ 疾病・障害の状態と看護
- ウ 看護の展開
- エ 看護活動の場における組織

(内容の取扱い)

エ 内容の(4)については、患者との適切な人間関係を形成するためのコミュニケーションの重要性とコミュニケーションの方法を扱うこと。また、看護の援助を計画的に実施し評価する看護活動の一連の過程及び看護活動の場における組織や看護体制を扱うこと。

ここでは、疾病・障害の経過に応じた看護の概要及び看護者と患者との人間関係の在り方を学習させた上で、適切な看護を行うための一連の過程について理解させるとともに、看護の場における組織とその運営及び医療関係職種間の連携の在り方を学習させ、看護活動を展開するに当たって必要となるコミュニケーション能力及び基礎的な能力と態度を育てることがねらいである。

指導に当たっては、事例を用いるなど具体的に理解させ、既習の看護に関する知識と技術の統合を図り、看護に対する興味・関心を高めさせるよう配慮する。

ア 患者との人間関係

日常生活における人間関係の基本的な理解に基づいて、患者と看護者及び他の医療従事者との人間関係の特徴を学習させるとともに、より良い人間関係を保つことが看護を実践するための基盤となることを理解させ、信頼関係を構築するためのコミュニケーションに関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、患者の家族との人間関係についても学習させる。

イ 疾病・障害の状態と看護

適切な看護を行うためには、疾病・障害や治療の特徴を理解した上で、患者の状態に応じた援助を行う必要があることを理解させる。疾病・障害の特徴を理解する視点としては、疾病の経過のどの段階にあるのか、急性又は慢性の疾患か、疾病の重症度、予後、治療の内容などがあげられるが、ここでは、急性期、慢性期、回復期、終末期の疾病の各経過の特徴とそれに応じた看護の概要について理解させる。

5

また、疾病・障害の状態を表すものとしての患者の訴えと徴候について、その概要を理解させ、観察の方法を学習させるとともに、看護者はこれらの訴えと徴候を判断して、適切に対応しなければならないことを理解させる。

ウ 看護の展開

10

看護の概念についての学習を基礎として、適切な看護を行うためには、フィジカルアセスメントを基盤とした思考と実践から成る看護の一連の過程に沿って看護上の問題を解決することが重要となることを理解させる。その過程には、患者の状態を科学的な視点で観察し、患者の情報を総合的に把握して看護の必要性を判断し、解決すべき看護上の問題点を明確化し、援助方法を検討して対策を立て、実施し、その結果を評価するという段階があることを学習させる。

15

また、患者の状態の変化に応じて継続的に看護を行う必要のあることを理解させるとともに、問題解決のための基礎的な思考力を養う。さらに、看護記録の目的とその重要性を理解させ、記録の方法を習得させる。

エ 看護活動の場における組織

20

保健・医療・福祉の看護活動の行われる場における看護職間や他部門及び他の医療関係職種との人間関係の在り方や連携の重要性について理解させるとともに、医療施設等における看護組織・看護体制についての学習を通して、組織的かつ継続的な看護活動が行われることを理解させる。

第2節 人体と看護

この科目は、看護を学習するに当たって必要な人体に関する基礎的な知識を習得させるものであり、「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」、「看護の統合と実践」及び「看護臨地実習」を学習する基礎となるものである。

第1 目 標

10 看護を実践するために必要な人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

この科目の目標は、看護を行うために必要な人体の構造と機能、栄養、感染と免疫に関する基礎的な知識を習得させ、生活行動やライフステージ及び環境と関連させて学ぶことで、看護との関連について理解させることにより、看護の対象者の理解を深め、的確な判断力や看護の実践に必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、看護を行うために必要な解剖学、生理学、生化学、栄養学、微生物学に関する分野を含むものとして、(1) 人体の構造と機能、(2) 栄養、(3) 感染と免疫の3項目から構成しており、4～8単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

25 また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

30 ア 指導に当たっては、「疾病と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

この科目の指導に当たっては、適切な看護判断を行うためのフィジカルアセスメントや病態を正しく理解させるため「疾病と看護」、「生活と看護」と関連させ、看護の対象者を健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、誕生から死までのライフステージや自然・社会・文化・生活環境とのダイナミックな相互作用等の観点から理解させ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めることができるように工夫する。

特に、人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力の基礎となり、臨床で活用が可能となるように、必要に応じて実験・実習を行ったり、模型・標本や各種メディア教材等を利用するなどして具体的に指導するよう留意する。

40 2 内 容

(1) 人体の構造と機能

45 ア 人体とその構成
イ 器官系の構成と働き
ウ 生体の恒常性とその維持

エ 人体の機能と生活行動

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)については、各器官系を構成する器官の構造と機能について、基本的な生活行動と関連させて扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

ここでは、人体の構造と機能を人間の生活行動と関連させて扱うことにより、人体の構造及び機能の調節のメカニズムなど、人体の仕組みについて統合的に理解させることをねらいとしている。

指導に当たっては、ここでの学習が「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」において、人の健康状態、発達状態、加齢、病態の進行状況などをアセスメントするための基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが大切である。

- 15 准看護師資格の取得を目的とする学科及び資格の取得を目的としない学科の場合は、人間の生活行動を一つ一つ扱うことは避け、基本的な生活行動と各器官の機能との関連について、その概要を理解させる程度とする。

ア 人体とその構成

20 人体の構造と機能を学ぶ上での基礎として、人体の方向と位置を示すための用語や人体各部の名称を学習させ、生命現象を示す最小単位としての細胞や細胞の集合体である組織について、その種類、形態、構造及び性状を理解させる。

イ 器官系の構成と働き

器官系については、その働きにより系統的に扱い、それぞれの器官系を構成する器官を構造と機能の両面から理解させる。

25 骨格と筋については、名称、種類、形状など骨と筋に関する一般事項及び身体各部の運動器の機能を扱う。

循環器については、心臓、動脈、静脈、毛細血管、リンパ節、リンパ管の構造と機能、体液・血液の組成などを扱う。

30 呼吸器、消化器、泌尿器及び感覚器については、それぞれの系統に属する器官の構造と機能を扱う。

生殖器については、男性生殖器・女性生殖器の構造と機能及び固体の発生と遺伝の仕組みを扱う。

内分泌については、各種内分泌腺^{せん}の構造及びホルモンの名称と作用を扱う。

ウ 生体の恒常性とその維持

35 生体恒常性について、その基本的な仕組みを生体の示す生命現象との関連から理解させる。さらに、生体恒常性を維持するための血液や循環器の働き及びそれらをコントロールするための感覚器、中枢神経、末梢^{しゅう}神経による神経性調節とホルモンによる液性調節の機構について理解させる。

40 恒常性を維持するための物質の流通及び恒常性を維持するための調節機構については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科における指導との関連を図るようにする。

エ 人体の機能と生活行動

45 人体の仕組みについて、その構造と機能の両面を人間の基本的な生活行動と関連させて統合的に理解させる。基本的な生活行動に関係する器官の働きについて、そのメカニズムを解剖と生理の両面から扱い、フィジカルアセスメントにより看護のアセスメントにつながっていくことを理解させる。

運動・姿勢については、体位・姿勢の維持及び歩行における骨格系、筋肉系及び神経系の働きを扱う。また、その他の日常生活での基本的動作についても扱う。

食事については、食欲、食行動、咀嚼、嚥下運動における消化器系の働きを扱う。

呼吸については、呼吸運動、外呼吸、内呼吸における呼吸器系の働き及び血液によるガスの運搬を扱う。

排泄については、排尿、排便における泌尿器系、消化器系の働き及び自律神経、ホルモンによる調節との関連を扱う。

会話については、発声器、聴覚器の構造と機能及び言語中枢との関連を扱う。

睡眠・休息については、睡眠の生理、身体のリズムにおける神経系の果たす役割を扱う。

(2) 栄養

- ア 栄養素と食品
- イ 栄養と生命維持
- ウ ライフステージと栄養
- エ 病態と栄養

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、生命維持のための栄養の生理、食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

ここでは、人間が生命を維持し、健康を保つために欠くことのできない栄養について、栄養素の体内での働きや代謝、生化学に関する基礎的内容を理解させるとともに、適切な栄養の在り方や人間の成長・発達における栄養の意義、食習慣が疾病に及ぼす影響及び患者の病態に応じた食事療法の基礎を理解させ、看護を行うために必要な栄養に関する知識を習得させることをねらいとしている。

ア 栄養素と食品

食品中に含まれる栄養素の種類として糖質、脂質、タンパク質、ミネラル、ビタミンを取り上げ、その性質及び体内での働きについて理解させるとともに、主な食品の栄養的特質について、食品成分表や食事バランスガイドなどを使用して食品群と関連させて理解させる。

イ 栄養と生命維持

食物の摂取、消化・吸収、排泄にいたる人間の生理に関する学習を基礎として、人間の生命維持に必要な栄養素の体内代謝についての概要を理解させる。エネルギー代謝については、基礎代謝とそれに影響を及ぼす因子、特異動的作用、活動代謝について理解させる。また、栄養所要量の意義及び各栄養素を過不足なく摂取することの必要性について理解させる。さらに、個人及び集団の栄養状態を評価する意義と方法について理解させる。

ウ ライフステージと栄養

各ライフステージにおける身体的・生理的特徴に基づく栄養の特徴、食習慣と疾病との関係など食生活上の課題について理解させる。

エ 病態と栄養

食事療法の意義、病人の栄養所要量、病人食の種類などの食事療法の基礎について理解させるとともに、病態に応じた栄養の在り方について、消化器疾患、糖尿病、高血圧、腎疾患等の食事療法を取り上げ、その概要を理解させる。また、非経口的栄養法の目的及び対象となる患者の状態について学習させ、経腸・経静脈栄養法の概要と栄養指導を行うことの意義など、看護を行う上で留意すべき事項について理解させる。

(3) 感染と免疫

- ア 病原微生物の種類と特徴

イ 感染と人体の防御機構
ウ 滅菌と消毒
エ 病原微生物の検査

5 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、主な病原微生物の種類と特徴及び免疫の仕組みの基礎的な内容を扱うこと。

10 ここでは、病原微生物の種類と分類及び特徴並びに感染の成立要件について微生物と宿主両面の因子及び感染を防御する宿主側の因子や滅菌・消毒の方法について理解させることにより、病原微生物と人の健康との関係を理解させ、その知識を感染症に対する対応及び感染予防や感染症患者の看護の実際へ応用・発展させることをねらいとしている。

ア 病原微生物の種類と特徴

15 感染症とその予防法を知る基礎とするため、人の感染症の原因となる細菌、リケッチア、クラミジア、ウイルス、真菌、原虫等の病原微生物の種類、名称、形態、性状及び病原微生物と感染症との関係について、その概要を理解させる。

個々の病原微生物については、現代の代表的な感染症の原因と考えられているものを重視し、法に基づく分類や生活に影響する感染症の対応及びその予防法を扱う。

20 イ 感染と人体の防御機構

感染の成立要件と病原微生物が体内に侵入した場合に起こる生体の反応について理解させ、液性免疫と細胞性免疫、アレルギーとアナフィラキシーなどの人体の防衛機構については、具体的な事例を取り上げて理解させる。また、その応用として、感染症の予防と治療における予防接種、化学療法、血清療法等を取り上げ、保健や臨床と結び付けて扱う。

25 ウ 滅菌と消毒

滅菌と消毒の重要性を認識させるとともに、滅菌と消毒のための物理的・化学的な方法について取り上げ、病原微生物の感染を予防する方法を理解させる。

エ 病原微生物の検査

30 病原微生物を血液、尿、便、髄液、胆汁及び^{かくたん}喀痰などの中から見いだすための検査に必要な検体の取扱い及び病原微生物の同定の原理を理解させる。

なお、検査時の看護については「基礎看護」の内容の「(3) 診療と看護」の「イ 診察・検査と看護」で扱う。

第3節 疾病と看護

この科目は、看護を学習するに当たって必要な疾病、治療及び薬物の基礎的な知識を習得させる
5 ものであり、「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小
児看護」、「看護の統合と実践」及び「看護臨地実習」を学習する基礎となるものである。

第1 目 標

10 看護を実践するために必要な疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病か
らの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

この科目の目標は、病理、薬物に関する基礎的な知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促
進させるための看護との関連について理解させることにより、看護の対象者の理解を深め、的確な
15 判断力や看護の実践に必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

20 この科目の内容は、看護を行うために必要な病理学、薬理学に関する分野を含むものとして、(1)
疾病の成り立ちと回復の過程、(2) 薬物と薬理の2項目から構成しており、3～7単位程度履修
されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。

25 (内容の構成及び取扱い)

ア 指導に当たっては、「人体と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・
精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

30 この科目の指導に当たっては、人体の構造と機能の理解を基礎に、疾病の成り立ちと回復の過程、
薬物治療への援助について理解させるため「人体と看護」、「生活と看護」と関連させ、看護の対象
者を健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、
誕生から死までのライフステージや自然・社会・文化・生活環境とのダイナミックな相互作用の観
点から理解させ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めること
35 ができるように工夫する。

特に、人体を系統立てて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化し、臨床で活
用が可能な内容となるように、必要に応じて実験・実習を行ったり、模型、標本、各種メディア教
材等を利用するなどして具体的に指導するよう留意する。

40 イ 内容の(1)の工及び(2)の工については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

内容の「(1) 疾病の成り立ちと回復の過程」の「工 系統別疾患」、「(2) 薬物と薬理」の「工
薬物治療」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い、
45 高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

(1) 疾病の成り立ちと回復の過程

- 5 ア 疾病の成り立ち
イ 回復の過程
ウ 疾病と検査
エ 系統別疾患

10 (内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、病理及び主な疾患の病態生理について、疾病からの回復の過程を含めて扱うこと。

15 ここでは、人体の正常な構造と機能に関する理解を基礎として、疾病による組織や細胞の形態的及び機能的変化について理解させる。さらに、疾病からの回復の過程における人体の変化についての学習を通して、疾病の成り立ちから回復に至る一連の過程の概要を理解させるとともに、臨床検査の意義、目的、種類、患者に及ぼす影響、系統別疾患の病態や治療法等について習得した基礎的な知識を基に、科学的な根拠に基づいた看護を実践するための基礎的な能力を育成することをねらいとしている。

20 ア 疾病の成り立ち

健康は、主体である人間とそれを取り巻く環境との相互作用によって成り立っており、疾病は主体及び外部環境の要因が複雑にかかり合って発生することを理解させる。疾病の要因には、生体側の要因である内因と外界から作用する外因とがあり、それらの主要な因子について理解させる。

25 病変については、分類とそれぞれの病変の種類、原因、細胞や組織の変化、それによる症状等について理解させるとともに、病変を病理的な観点から理解することが、患者の状態を正しく把握するための基礎となることを理解させる。

30 指導に当たっては、「人体と看護」の内容の「(1) 人体の構造と機能」における学習と関連させ、また、疾患を取り上げて指導する場合には「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」における学習との関連に配慮する。

イ 回復の過程

35 疾病からの回復に影響を及ぼす因子として、疾病の種類と程度、個人の心身の反応の仕方、治療や看護の内容等があることを理解させるとともに、それらの因子の影響の仕方について、具体的な事例を取り上げて理解させる。また、適切な看護を行うためには、心理的・情緒的回復を含めた回復を阻害する因子を避け、患者個々のたどる経過を把握し、回復を促進するために必要となる援助を行うことが重要なことを理解させる。さらに、回復の促進のための治療法には原因療法、対症療法、補充療法があることを理解させるとともに、具体的な治療法の種類として薬物療法、外科的療法、食事療法、運動療法、精神療法、放射線療法、透析療法、移植医療等を取り上げ、これらの治療法の概要を理解させる。また、リハビリテーション、プライマリーケア、救急医療が回復の促進に大きく影響を与えることを理解させるとともに、回復に向かえずに死に至る場合の経過や死そのものについても理解させる。

ウ 疾病と検査

45 疾患の診断、治療効果の判定、予後の推定などのために各種臨床検査の結果が広く臨床診断に用いられており、それらの臨床検査の意義と目的を理解させる。さらに、検体検査、生理機能検査、放射線検査等の分類とそれぞれの主な検査の原理と方法の概要及び患者に及ぼす影響などについて理解させる。また、検査結果と患者の状態との関連性について理解させる。

なお、病原微生物の検査については、「人体と看護」の内容の「(3) 感染と免疫」の「病原微生物の検査」で扱い、検査時の看護については「基礎看護」の内容の「(3) 診療と看護」の「イ 診察・検査と看護」で扱う。

エ 系統別疾患

5 臨床でみられる疾患の系統性を理解させる。さらに、各疾患の病態と治療を理解させる。疾患の系統性については、一例として次のように整理することができる。

呼吸器疾患	循環器疾患
血液・造血器疾患	消化器疾患
内分泌・代謝疾患	腎疾患
10 泌尿器疾患	女性生殖器疾患
脳・神経疾患	運動器疾患
アレルギー性疾患・膠原病	感染症・寄生虫疾患
皮膚疾患	眼疾患
耳鼻咽喉疾患	歯・口腔疾患
15 中毒性疾患	精神疾患

(2) 薬物と薬理

- | | |
|----|------------|
| 20 | ア 薬物の作用 |
| | イ 薬物と生体の反応 |
| | ウ 薬物の管理 |
| | エ 薬物治療 |

(内容の範囲や程度)

- | | |
|----|---|
| 25 | イ 内容の(2)については、薬理に関する基礎的な内容を扱うとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連させて扱うこと。 |
|----|---|

ここでは、薬物の生体内での動態及び薬物が生体の機能に及ぼす影響の理解に基づき、主な薬物の特徴と作用について理解させるとともに、看護に必要な薬物の適用・管理について習得した知識を基に、臨床で活用するための基礎的な能力を育成することをねらいとしている。

指導に当たっては、ここでの学習が「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」において、薬物の適用や薬物治療に対する看護援助などを理解させることの基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが大切である。

35 ア 薬物の作用

薬物の種類は非常に多く、その作用も様々である。ここでは、薬物が生体の機能に及ぼす影響（薬理作用）について、基本的な様式である興奮作用と抑制作用、直接作用と間接作用、主作用と副作用等について理解させる。その際、薬物の作用機序及び作用範囲や治療の立場などから理解させる。

40 イ 薬物と生体の反応

薬物の生体内における動態として、薬物の吸収、生体内での分布・代謝及び排泄の過程について、薬物相互作用と関連させながら理解させる。また、薬物の治療効果に影響を及ぼす因子には、年齢・体重・遺伝的形質などの生体側の因子と薬物の適応方法・投与量・他の薬物の併用などの薬物側の因子があることを理解させるとともに、薬害についても関連させて扱う。

45 ウ 薬物の管理

薬物の管理に当たっては、薬物の取扱いに必要な薬事法、日本薬局方、麻薬及び向精神薬取締法などの法規の理解に基づき、毒薬・劇薬・普通薬の作用や毒性などの特徴、表示方法並びに麻薬・覚醒剤などの身体・精神的な依存・習慣等について理解させ、各種の薬物の適切な管理

と取扱い方法について理解させる。また、処方箋とそれに従った治療薬物の調製など、臨床の活用に必要な基礎的事項についても理解させる。

エ 薬物治療

5 薬物の種類及び臨床的応用について、主要な薬物がどのように用いられているかを理解させるとともに、臨床における看護者の役割についても理解させる。臨床で用いられる主な治療薬を扱い、疾患との関連が系統的に理解できるように取り上げる。

医療に用いられる薬物は、例えば次のように整理することができる。

	中枢神経系に作用する薬物	末梢神経系に作用する薬物
	循環系に作用する薬物	血液及び造血器官に作用する薬物
10	呼吸器系に作用する薬物	消化器系に作用する薬物
	泌尿器・生殖器系に作用する薬物	物質代謝に作用する薬物
	皮膚科・眼科の治療に用いられる薬物	悪性腫瘍の治療に用いられる薬物
	抗アレルギー薬・抗炎症薬	抗感染症薬
	免疫調節薬	急性中毒の治療に用いられる薬物
15	漢方薬	消毒薬

第4節 生活と看護

この科目は、看護を学習するに当たって必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度の基礎的な知識を習得させるものであり、「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」、「看護の統合と実践」及び「看護臨地実習」を学習する基礎となるものである。

第1 目 標

10 看護を実践するために必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

この科目の目標は、看護を行うために必要な心の働きと健康、生活と健康、社会保障制度と福祉に関する基礎的な知識を習得させ、人間を身体的のみならず、精神的及び社会的に統合された存在として理解させることにより、看護の対象者の理解を深め、社会保障制度や保健医療福祉に関する法規などにしたがって的確に判断し、社会資源などを活用していくために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

20 第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、看護を行うために必要な精神保健学、公衆衛生学、保健衛生学、保健医療福祉制度及び関係法規に関する分野を含むものとして、(1) 精神保健、(2) 生活と健康、(3) 社会保障制度と福祉の3項目から構成しており、2～7単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

30 ア 指導に当たっては、「人体と看護」、「疾病と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

この科目の指導に当たっては、人体の構造と機能の理解を基礎に、心の働きと健康、ストレスとその対処、生活と健康、ヘルスプロモーションと公衆衛生、保健医療福祉の制度と法規などへの援助について理解させるため「人体と看護」、「疾病と看護」と関連させ、看護の対象者を健康を損ねた者としてのみとらえるのではなく、疾病や障害を有している生活者としてとらえ、誕生から死までのライフステージや自然・社会・文化・生活環境とのダイナミックな相互作用の観点から理解させ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解を深めることができるよう
40 に工夫する。

特に、人間を統合的に理解し、心の健康に関する観察力、判断力、制度や法規などの社会資源を臨床場面で活用する能力の基礎となるように、必要に応じて実習・演習を行ったり、模型・図表や各種メディア教材等を利用するなどして具体的に指導するよう留意する。

45 イ 内容の(2)のウについては、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

内容の「(2) 生活と健康」の「ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生」については、准看護師養成を目的とする学科及び資格の取得を目的としない学科の場合は、扱わないことができる。

2 内 容

5

(1) 精神保健

10

- ア 心の働きと発達
- イ 心の健康
- ウ ストレスとその対処
- エ 精神保健活動

(内容の範囲や程度)

15

ア 内容の(1)については、性の発達と心の健康との関連も扱うこと。

20

ここでは、心の働きとその発達の過程及び心の健康の概念について、精神発達や性の発達の観点から理解させるとともに、精神保健の意義について認識を深めさせることにより、人間の心理を理解し、ストレスとその対応など、心の健康を保持増進させるための基礎的な能力を育成することをねらいとしている。

指導に当たっては、ここでの学習が「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」において、心の健康状態、ストレス状態などをアセスメントするための基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが大切である。

25

ア 心の働きと発達

脳の構造と精神機能の理解に基づいて、心の概念について考えさせた上で、心の構造と自我防衛機制からみた心の仕組みについて理解させる。また、生涯にわたる心の発達過程における各発達段階の特徴及び発達課題について学習させることにより、人間が各ライフステージに応じて発達課題を乗り越え、より成長していくことを理解させる。

30

さらに、人間の性については、性的欲求を満たす性のみでなく、生物的、心理的、社会的、文化的な側面など多様な観点からの理解が必要であり、人間を統合的にとらえて、その健康を保持増進するためには、性の概念とその発達について理解する必要があることを認識させる。また、ライフステージの各時期における性の特徴と性行動については、生徒の発達段階に配慮した上で、その実態に応じて必要な知識を習得させる。

35

イ 心の健康

心の健康の概念について学習させた上で、心の健康を保つ働きについて、欲求への対処、適応と適応機制、自己実現などの観点から理解させるとともに、心の危機状態が生じる要因及び心の健康の保持に関する援助の必要性を理解させる。

40

また、精神活動と自律神経や内分泌系などの働きとは相互に密接な関係にあることから、心身の相関の観点から心の健康を理解する必要性を認識させる。

さらに、疾病・障害が人間の心に及ぼす影響について考えさせることにより、対象者の心理についての関心を高め、心身両面からの看護が必要となることを理解させる。

45

ウ ストレスとその対処

ストレスの概念について学習させた上で、ストレスによる心身や生活の障害との関連から、ストレスが健康に及ぼす影響について理解させる。

また、社会の変化とストレス、ストレスと自殺率などの関連、自殺が社会へ与える影響などを扱い、ストレスへの対処の必要性を自己の生活を振り返ることで認識させる。

さらに、ストレスへの様々な対処法を学習し、ストレスへの的確な対処と看護との関連性に

ついて理解させる。

エ 精神保健活動

変化の激しい社会において、様々なストレスにより欲求不満や不安を抱えながら生活することも多い状態の中で、精神の健康を維持・向上させていくには、社会的環境との関連を考慮に入れた組織的な活動が必要であり、このような公衆衛生としての精神保健の意義と概念について理解させる。その上で、我が国及び諸外国における精神保健の歴史的変遷と精神保健活動の概要について、その課題及び今後の展望にも触れながら理解させる。さらに、精神の健康の保持増進のための活動として、地域又は病院における精神保健活動及び社会復帰に向けた継続的な援助についても理解させる。

なお、ここでは「精神看護」との関連に配慮し、精神保健活動の場と従事者、地域における危機援助活動、病院における活動、退院時の社会復帰活動及び周囲の人々への支援と育成などの精神保健の概要について理解させる。

(2) 生活と健康

- ア 生活環境と健康
- イ 人々の生活と健康
- ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、生活環境や生活行動と健康との関連及びヘルスプロモーションや公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。

ここでは、人間を取り巻く環境要因と健康とのかかわりを取り上げ、健康を保持増進させるためには、生活環境を適正に保つことが重要であることを理解させるとともに、個人及び集団の健康水準に影響を及ぼす要因について理解させる。また、ライフサイクルの変化による健康生活への課題と社会への影響を考えさせ、看護とヘルスプロモーション及び公衆衛生の関係を理解し、個人及び集団の健康水準を高めるための活動に積極的に協力する態度を育てることをねらいとしている。

指導に当たっては、ここでの学習が「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」において、各対象と生活の関係から個人や集団の健康増進についてアセスメントするための基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが大切である。

ア 生活環境と健康

物理的、化学的、生物的、社会的な環境要因と健康との相互作用並びに衣食住と健康との相関について理解させ、健康を保持増進するためには環境の保全や調整が必要であることを認識させる。

イ 人々の生活と健康

個人の生活行動と健康との関係及び家族の発達段階における健康課題について理解させる。生活行動や家族様式については、社会の変化に伴う性役割の多様化や共働きの増加など、多様化する家族の在り方も含め広く理解させる。また、社会の変化と人々の健康との関連について、人口変動や衛生に関する統計などを用いて理解させる。さらに、生活習慣が関連する疾病を予防し、健康を保持及び増進させる健康教育や健康診断などの社会的取組の概要を理解させ、健康増進や疾病予防活動の意義や役割についても理解させる。

ウ ヘルスプロモーションと公衆衛生

ヘルスプロモーションの誕生と発展など社会的背景の学習を通して、個人と社会のかかわりについて理解させる。また、よりよい健康づくりのための意義と方法についても学習させる。さらに、個人の健康支援と公衆衛生の相関についても、具体的な例を活用しながら理解させる。

(3) 社会保障制度と福祉

- 5 ア 社会保障と社会福祉
 イ 保健医療福祉制度
 ウ 保健医療福祉関係法規

(内容の範囲や程度)

- 10 ウ 内容の(3)については、社会保障及び社会福祉の理念と基本的な制度を扱うこと。ウについては、看護及び看護活動と関連の深い保健医療福祉等に関する法規の概要を扱うこと。

15 ここでは、我が国の社会保障及び社会福祉制度の概要及び保健と医療及び福祉の連携の重要性について理解させるとともに、保健医療福祉制度について法規や施策と関連させて理解させ、社会資源を有効に活用して援助できる基礎的な能力を育てることをねらいとしている。

指導に当たっては、ここでの学習が「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」において、それぞれの領域における看護の状況に対応するための根拠をアセスメントするための基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが大切である。

- 20 ア 社会保障と社会福祉

社会保障及び社会福祉の理念と意義について、日本国憲法第25条を取り上げて、その歴史的変遷とともに理解させる。また、社会保障制度の体系の概要を理解させるとともに、社会保障制度における公衆衛生及び医療活動、社会福祉の位置付けについて理解させる。社会福祉については、関連する法規と社会福祉施設及び社会福祉サービス等の概要を理解させる。

- 25 イ 保健医療福祉制度

保健医療福祉活動が展開されている場として、行政、地域、産業、学校などを取り上げ、国民の健康の保持増進を図るための保健医療制度の仕組みと保健医療福祉に携わる医療従事者について、高齢化に伴う福祉制度と先端医療が社会に与える影響の関連も含めて理解させる。また、包括的な保健医療福祉のシステムなどの在り方や世界保健機関などの国際活動についても理解させる。

- 30 ウ 保健医療福祉関係法規

35 保健師助産師看護師法、医師法、医療法、看護師等の人材確保に関する法律等の医事法規、薬事法、薬剤師法等の薬事法規、地域保健法、母子保健法、健康増進法等の保健衛生法規、健康保険法、介護保険法、障害者自立支援法等の福祉関係法規など、看護及び看護活動と関連の深い法規、保健医療福祉に関する基本的な施策や制度を取り上げ、その目的及び概要を理解させる。

第5節 成人看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の学習を基礎として、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」と関連させて指導し、成人に対する基本的な看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

10 成人の心身、生活、保健及び疾病について理解させ、成人の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

15 この科目の目標は、成人の身体的・精神的・社会的特徴、生活、保健及び疾病についての理解に基づき、その看護に関する知識と技術を習得させるとともに、看護を行うための基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 成人の生活・健康の特徴と看護、(2) 機能障害と看護の2項目から構成されており、2～6単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。

25 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)については、必要に応じて実習を行い、成人の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

30 内容の「(2) 機能障害と看護」については、健康レベルに応じた看護を実践するための基礎的な能力を養うために、それぞれの項目ごとに、その内容の基本的な知識と技術の関連性に配慮して指導するとともに、必要に応じて実習を行い、臨床実践能力の向上を図り、成人の身体的・精神的・社会的特徴に応じた基本的な看護方法を習得させる。

35 2 内 容

(1) 成人の生活・健康の特徴と看護

40 ア 生活と健康の特徴
イ 健康問題の特徴
ウ 成人期の疾患の特徴
エ 成人看護の特徴

(内容の範囲や程度)

45 ア 内容の(1)については、成人の成長発達に伴う身体的変化と精神的・社会的発達、生活の特徴、健康問題などとそれに関連する成人の看護の特徴について扱うこと。

成人期は、ライフサイクルの中で最も幅広い年齢層であり、社会においても最も責任がある充実した時期である。ここでは、成人各期の成長・発達課題を考慮し、身体的・精神的・社会的特徴、生活の特徴、健康問題などについて理解させるとともに、それら成人の特性に基づいた看護の基本的な考え方や援助方法について理解させる。さらに、人間には個性があることを理解させ、看護

5 の対象となる人間を統合的に理解するための基礎的な能力を育てることをねらいとしている。
指導に当たっては、生徒の日常生活と密接に関係のある事例を用いるなど具体的に学習させ、異なる世代の人々への関心を高めさせる。また、ここでの学習が内容の「(2) 機能障害と看護」の学習と有機的なつながりをもち、成人看護の基盤となることを理解させる。

ア 生活と健康の特徴

10 青年期は成長・発達がめざましく身体的に最も充実する過程にあることや、自我同一性の確立へ向かう過程における精神的・心理的な諸課題、社会的役割の獲得などの特徴について理解させる。

15 壮年期は加齢に伴い身体諸機能が衰退する傾向にあること、精神的・心理的に安定し社会的にも家庭的にも中核的な存在であり、多様な役割を担う充実した時期であること、また、そのために責任も重く、ストレスにさらされることが多い時期であるなどの特徴について理解させる。

向老期は日常生活や社会生活において障害は少ないが、様々な身体諸機能の低下がみられること、また社会的引退の時期、老年期の準備期間であることを理解させる。

イ 健康問題の特徴

20 青年期は身体的には最も充実しているが、精神的・心理的に不安定な状況にあるため、自殺、不慮の事故による死亡が多いことを理解させる。

壮年期は加齢に伴う身体諸機能の衰退及び不適切な生活習慣やストレス等の複雑な要因が関与することによる脳血管疾患、心疾患、悪性新生物等の疾患が増加する時期であることを理解させる。

25 向老期は有訴者率・受療率が急速に増加するとともに、社会的引退、子供の独立などによる精神的・心理的問題がみられることを理解させる。

ウ 成人期の疾患の特徴

30 成人各期における特徴の理解に基づき、食事、飲酒、喫煙、運動不足などの生活習慣に関連した疾患、職種の特徴に伴う職業病、社会的・家庭的責任に伴う生活リズムの変調や疲労・精神的ストレスに関連した疾患などについて理解させる。また、生活習慣に関連して悪性新生物、動脈硬化、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症など多くの疾患を引き起こしていることを理解させる。

エ 成人看護の特徴

35 成人各期の身体的変化と精神的・社会的発達、生活の特徴、健康問題・疾病の理解に基づき、成人が生活を営むなかで健康障害を引き起こす原因は一人一人異なり、様々な要因が関連していることを理解させる。また、疾病につながりやすい生活を改善する必要性と自己管理の意義などを理解させるとともに、罹患した場合、社会生活・家庭生活の両面から影響が大きく、役割の変化、経済的な問題、生活スタイルの変化など様々な問題が起こり精神的ストレス・不安が大きいかことを理解させる。また、急性期・回復期・慢性期・終末期などの健康や障害の状況

40 に応じた治療・看護について身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解させ、患者とその家族に対する援助方法について理解させる。

(2) 機能障害と看護

- | | |
|----|----------------|
| 45 | ア 循環機能障害と看護 |
| | イ 呼吸機能障害と看護 |
| | ウ 栄養摂取・代謝障害と看護 |
| | エ 内部環境調節障害と看護 |

- オ 生体防御機能障害と看護
- カ 感覚機能障害と看護
- キ 認知機能・コミュニケーション障害と看護
- ク 運動機能障害と看護
- 5 ケ 排泄機能障害と看護
- コ 性機能障害と看護

(内容の範囲や程度)

- 10 イ 内容の(2)については、身体の様々な機能障害とそれがもたらす日常生活の制限と治療にかかわる看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

ここでは、看護の対象を、疾病や障害そのものではなく、疾病等により身体の様々な機能障害を
 15 有した生活者として、身体的・精神的・社会的に統合的にとらえ、機能障害のある生活者の健康の
 保持増進、回復へ向けた看護の展開について理解させるとともに、身体のそれぞれの機能の役割、
 日常生活の制限や治療にかかわる看護に必要な基礎的な知識と技術を習得させることをねらいとし
 ている。また、成人の身体的・精神的・社会的特徴などを理解した上で、患者の健康レベルに応じ
 た看護を実践する基礎的能力を養うため、必要に応じて実習を行うなど基本的な看護方法を習得さ
 20 せる。

指導に当たっては、「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の理解を基盤とし、特に「基
 礎看護」の内容の「(3) 診療と看護」の「ア フィジカルアセスメント」、「イ 診察・検査と看護」、
 「ウ 与薬」との関連を図り、また、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児
 看護」における学習との関連についても配慮する。

25 なお、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科における指導との関連を図るよ
 うにする。また、准看護師養成を目的とする学科においては、各機能障害と看護の概要を扱う程度
 とすることができる。

ア 循環機能障害と看護

循環器の構造と機能の理解を基礎に、生活習慣病の代表的な疾患でもある虚血性心疾患、高
 30 血圧症、心不全、不整脈などの主な疾患を取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子や症
 状、検査などについて理解させるとともに、薬物療法・食事療法・手術療法などの治療法の概
 要について看護との関連において理解させる。また、生命の危機状態にある患者とその家族に
 対する生活指導から日常生活の自立に向けた援助まで、幅広く患者の状態や治療の特質に応じ
 た看護を行なうための知識と技術を習得させる。

35 イ 呼吸機能障害と看護

呼吸器の構造と機能の理解を基礎に、肺炎、肺結核、気管支喘息、間質性肺疾患、慢性閉塞
 性肺疾患、肺がんなどの主な疾患を取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子や症状、検
 査などについて理解させるとともに、薬物療法・吸入療法・酸素療法・手術療法などの治療法
 の概要について看護との関連において理解させる。また、血痰・喀痰、胸痛、呼吸困難などの
 40 自覚症状は、不安や混乱、生命の維持に対する危機感などをつのらせ、日常生活動作やクオリ
 ティー・オブ・ライフに影響を及ぼすことを理解させるとともに、患者の状態や治療の特質に
 応じた看護を行なうための知識と技術を習得させる。

ウ 栄養摂取・代謝障害と看護

栄養摂取と代謝の機能とその役割の理解を基礎に、栄養摂取障害においては、食道がん、胃
 45 がん、胃・十二指腸潰瘍などを、栄養代謝障害においては、肥満症、糖尿病、脂質異常症など
 のメタボリック・シンドロームや肝硬変などを取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子
 や症状、検査などについて理解させるとともに、薬物療法・手術療法・食事療法・運動療法な
 どの治療法の概要について看護との関連において理解させる。また、日常生活習慣や精神的要
 因との関連性、長期にわたる療養生活、自己管理の必要性などについて理解させるとともに、

主体的な療養態度を育てるための患者とその家族に対する生活指導や日常生活の自立に向けた援助について理解させる。

エ 内部環境調節障害と看護

5 内部環境を一定に保つために体温・pH・血糖などが一定の範囲内で調節されていることを理解させるとともに、それぞれの調節機能とその役割について理解させる。また、調節障害の発生に影響を及ぼす疾患として甲状腺機能亢進症、慢性腎不全、糖尿病などの主な疾患を取り上げ、症状、検査、治療などについて看護との関連において理解させるとともに、それらの疾患の具体的な援助方法について理解させる。

オ 生体防御機能障害と看護

10 生体防御機能とその役割の理解を基礎に、感染症、アレルギー、自己免疫疾患、免疫不全などのそれぞれの発生に影響を及ぼす因子や症状、検査、治療などについて看護との関連において理解させるとともに、主な疾患として、MRSA感染症、アトピー性皮膚炎、全身性エリテマトーデス、急性白血病、HIV感染症/AIDSなどを取り上げ、具体的な援助方法について理解させる。

15 カ 感覚機能障害と看護

視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚の感覚機能の理解を基礎に、それぞれの機能障害の発生に影響を及ぼす因子や症状、検査、治療などについて看護との関連において理解させるとともに、主な疾患として、白内障、中耳炎、副鼻腔炎、強皮症などを取り上げ、具体的な援助方法について理解させる。また、他者からは障害が分かりにくいいため、援助に当たっては障害が身体的・精神的・社会的にどのような影響を及ぼしているのかを理解させ、患者の状態や治療の特質に
20 応じた看護を行なうための知識と技術を習得させる。

キ 認知機能・コミュニケーション障害と看護

脳神経機能の理解を基礎に、失語・失行・失認などの高次機能障害について、またその障害を引き起こす脳梗塞、クモ膜下出血などの疾患を取り上げ、それぞれの疾患の発生に影響を及ぼす因子や症状、検査などについて理解させるとともに、薬物療法・手術療法・リハビリテーションなどの治療法の概要について看護との関連において理解させる。また、コミュニケーション障害について、構音障害も取り上げるとともに、日常生活の自立に向けた援助方法について理解させる。

ク 運動機能障害と看護

30 運動器の構造と機能の理解を基礎に、骨折、関節リウマチ、椎間板ヘルニアなどの主な疾患を取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子や症状、検査などについて理解させるとともに、保存療法・手術療法・リハビリテーションなどの治療法の概要について看護との関連において理解させる。また、患部の保護あるいは安静が強いられ、日常生活の自立が困難になるため患者及びその家族の精神的援助も重要であることを理解させる。

35 ケ 排泄機能障害と看護

腎・泌尿器、消化器、脳・神経の構造と機能、排泄のメカニズムの理解を基礎に、ネフローゼ症候群、腎不全、腸閉塞、大腸がんなどの主な疾患を取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子や症状、検査、治療などについて看護との関連において理解させる。また、透析療法を受けている患者や人工肛門造設術を受けた患者は、精神的な影響を考慮し、身体的援助に加えて精神的・社会的援助が重要であることを理解させるとともに、主体的な療養態度を育てるための患者とその家族に対する生活指導や日常生活の自立に向けた援助についても理解させる。

コ 性機能障害と看護

45 生殖器の構造と機能の理解を基礎に、前立腺肥大、前立腺がん、子宮内膜症、乳がんなどの主な疾患を取り上げ、それぞれの発生に影響を及ぼす因子や症状、検査、治療などについて理解させるとともに、性欲低下障害、勃起障害(ED)、性嫌悪障害、性感異常などの性機能障害についても触れ、看護との関連において理解させる。また、性に関する問題は、過度な緊張・不安・羞恥心などを引き起こすことが多いことを理解させるとともに、性・生殖機能障害

は、身体的な機能障害にとどまらず、家族計画、人生設計あるいは心の充実、自尊心、人間関係など様々な影響を及ぼすことを理解させ、患者の状態に応じた援助方法について理解させる。

第6節 老年看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の学習を基礎として、「成人看護」「精神看護」「在宅看護」「母性看護」「小児看護」と関連させて指導し、老年に対する基本的な看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

高齢者の加齢，生活，保健及び疾病について理解させ，高齢者の看護に関する知識と技術を習得させるとともに，その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目の目標は，高齢者の加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴，生活，健康及び疾病についての理解に基づき，その看護に関する知識と技術を習得させるとともに，看護を行うための基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は，(1) 老年期の生活と健康，(2) 高齢者の保健医療福祉の動向，(3) 高齢者の日常生活の障害と看護，(4) 高齢者の代表的な障害と看護の4項目から構成しており，2～4単位程度履修されることを想定して，内容を構成している。

また，内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(1)から(4)までについては，必要に応じて実習を行い，高齢者の特性に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

内容の「(1) 老年期の生活と健康」，「(2) 高齢者の保健医療福祉の動向」，「(3) 高齢者の日常生活の障害と看護」，「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」については，それぞれの項目ごとに，その内容の基礎的な知識と技術の関連性に配慮して指導するとともに，必要に応じて実習を行い，高齢者の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護の方法を習得させる。

イ 内容の(4)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。

内容の「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」については，専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合は専攻科で扱い，高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

(1) 老年期の生活と健康

- ア 老年期の理解
- イ 身体的・精神的・社会的機能の変化
- ウ 日常生活の特徴
- エ 健康状態の多様性とその課題

(内容の範囲や程度)

5 ア 内容の(1)については、高齢者を身体的、精神的、社会的側面など多様な視点から理解し、人間としての尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう支援することの重要性について扱うこと。

ここでは、ライフサイクルにおける老年期の位置付けとそれぞれの時期における身体的・精神的・社会的側面、生活の特徴、健康問題について理解させるとともに、人間には個別性が大きいことを認識させ、看護を行うために必要な高齢者を統合的に理解する視点を養うことをねらいとしている。

10 指導に当たっては、生徒の日常生活と関連のある事例を取り上げるなど、具体的に学習させ、異なる世代にある人への関心を高めさせる。また、ここでの学習が内容の「(2) 高齢者の保健医療福祉の動向」、「(3) 高齢者の日常生活の障害と看護」、「(4) 高齢者の代表的な障害と看護」において、高齢者の看護を理解させることの基盤となるように、基礎的な知識を確実に身に付けさせることが

15 ア 老年期の理解

高齢者の生活習慣、価値観、家族関係は、それまでの様々な経験を基にして築き上げられてきていること、加齢に伴う身体諸機能と形態の不可逆的な変化による身体的予備力の低下や心身の適応力の減退がみられること、職業的役割・人間関係・生活水準の変化があることなどの特徴を理解させる。また、老化の進行は個人差が大きいこと、高齢者が最後に迎える課題として、死を穏やかに悔いのないものとして受け入れていくことができるよう、その人にふさわしい死が迎えられるように支えることも看護の役割であることを理解させる。

20 イ 身体的・精神的・社会的機能の変化

加齢に伴う身体的変化・精神的変化・社会的変化などについて理解させるとともに、人生の最後を健やかに快適に過ごすことが課題であることを理解させる。

加齢による身体的機能の変化としては、呼吸機能、循環機能、消化吸収機能、排泄機能、運動機能、感覚機能、神経機能、免疫機能、性機能などの低下があることを理解させ、老化による諸機能の変化が日常生活に影響を及ぼすことも理解させる。

加齢による精神的・社会的機能の変化には、心身の適応力の減退などがみられる精神的変化、職業的役割・人間関係・生活水準の変化による社会的変化があること、また、それらの変化により出現する課題の特徴について理解させる。

30 ウ 日常生活の特徴

高齢者の日常生活は、個人の価値観や身体的・心理的・社会的な諸条件により多様であり、高齢者の自立支援を目指して、個別性に応じたクオリティー・オブ・ライフを重視した援助が重要であることを理解させる。

35 エ 健康状態の多様性とその課題

健康については、壮年期からの健康状態と加齢による影響などが複合的に作用し、罹患しやすく慢性化しやすいこと、複数の疾患を有すること、典型的な症状を示しにくいことなどの身体的な特徴を理解させる。また、望ましい生活習慣を維持し、循環器疾患やがんなどのこの時期に多く見られる疾病の予防・早期発見及び自己管理が重要となることを理解させる。

(2) 高齢者の保健医療福祉の動向

45 ア 高齢者を取り巻く社会

イ 高齢者の保健医療福祉施策の概要

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について扱うこと。また、社会構造の変化や高齢化の進展に伴う高齢者の保健医療福祉の問題について扱うこと。

5

ここでは、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について理解を深め、高齢者のニーズにこたえる看護を行うための知識と技術を習得させることをねらいとしている。また、多様な社会保障制度や福祉制度を活用すること、他職種との連携の重要性などを認識させる。

10 指導に当たっては、「生活と看護」の内容の「(3) 社会保障制度と福祉」及び「在宅看護」との関連に配慮する。

ア 高齢者を取り巻く社会

高齢化社会の特徴を国際的な視点からとらえ、保健・医療・福祉対策の現状と今後の展望について学習させ、社会構造の変化や高齢化の進展に伴う高齢化社会の諸問題について理解させる。

15 イ 高齢者の保健医療福祉施策の概要

高齢者を支える保健医療福祉施策を基に、保健医療福祉サービスの構成とサービスの特徴について学習させ、健康と生活に関する科学的な知識に基づいて援助を行う看護職に期待される役割が大きいことを理解させる。

20 (3) 高齢者の日常生活の障害と看護

ア 生活に視点を置いた看護

イ 高齢者のフィジカルアセスメント

25 (内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、老化と疾病の程度に応じた老年看護の必要性とその方法の基礎的な内容について扱うこと。

30 ここでは、老年期の生活と健康に関する理解を基礎として、主として高齢者の日常生活の中で多くみられる食事・排泄・運動・コミュニケーション・精神などの障害、転倒予防等について取り上げ、それらの障害のある高齢者に対する理解を深めさせ、その援助の方法を身に付けさせることをねらいとしている。

ア 生活に視点を置いた看護

35 高齢者は外的及び内的変化に対する適応力が低下していることに配慮して看護しなければならないことを念頭に置いた上で、主として高齢者の日常生活の障害の中で多くみられる食事・排泄・運動・コミュニケーション・精神などの障害、転倒予防等について学習させ、それらの障害のある高齢者に対する理解を深めさせ、環境の調整や残存能力を活用した援助の方法を習得させる。

40 イ 高齢者のフィジカルアセスメント

高齢者は環境の変化に対して適応力が低下していることから、高齢者のフィジカルアセスメントを適切に実施することが看護の意義と重要性につながることを理解させる。

45 (4) 高齢者の代表的な障害と看護

ア 視覚・聴覚障害と看護

イ コミュニケーション障害と看護

ウ 排泄障害と看護

エ 日常生活動作の障害と看護
オ 認知症・精神障害と看護
カ 骨粗鬆症と看護

5 (内容の範囲や程度)

エ 内容の(4)については、老化と疾病の程度に応じた老年看護の必要性とその方法の基礎的な内容について扱うこと。

10 ここでは、視覚・聴覚障害、コミュニケーション障害、排泄^{せつ}障害、日常生活動作の障害、認知症・精神障害、骨粗鬆症などの高齢者に特有な徴候や疾患を取り上げ、病態や症状の把握の仕方及び看護の方法について理解させることがねらいである。

ア 視覚・聴覚障害と看護

15 白内障、緑内障、糖尿病網膜症、難聴などの高齢者に特有な疾患を取り上げ、病態や症状の把握の仕方及び看護の方法について理解させる。また、視覚・聴覚障害は高齢者にとって、日常生活に支障をきたし、知的能力の低下及び突発的事故に遭遇することも予測されることから、適切な援助及び対応が必要であることを理解させる。

イ コミュニケーション障害と看護

20 高齢者は視覚・聴覚障害、言語障害、精神障害などにより、他者との意思疎通が困難になりやすく、周囲の人との関係が成立しない状況が高齢者の精神状態に悪影響を及ぼし、病状の回復が妨げられることになることを理解させる。また、様々なコミュニケーション障害を抱えている高齢者を正しく理解し、良好な人間関係を確立し、高齢者の主体性を引き出すことが看護者の役割であることを理解させる。

ウ 排泄障害と看護

25 失禁、頻尿、便秘、下痢などの高齢者に特有な疾患を取り上げ、病態や症状の把握の仕方及び看護の方法について理解させるとともに、高齢者にとって排泄に関する問題は身体的、心理的に重要な課題であり、高齢者の生活範囲を狭くし、入院や入所といったことが余儀なくされるなど、高齢者の社会生活に影響を及ぼすことを理解させる。

エ 日常生活動作の障害と看護

30 高齢者は疾病に罹患する割合が増加するとともに、疾病への罹患を契機として身体機能や日常生活動作の障害を招きやすくなることを学習させるとともに、患者が単なる延命効果を期待するものでなく、個々の高齢者が自立した生活を送ることができるよう援助することが看護者の役割であることを理解させる。

35 また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう援助するためには、患者及びその家族の精神的援助の重要性、リハビリテーションにおける看護者の役割についても理解させる。

オ 認知症・精神障害と看護

脳神経機能の理解を基礎に、アルツハイマー型認知症と脳血管性認知症について、それぞれの疾患の発生に影響を及ぼす因子や症状、検査などを取り上げるとともに、治療方法の概要について看護との関連において理解させる。

40 カ 骨粗鬆症と看護

運動器の構造と機能の理解を基礎に、骨粗鬆症^{しよう}の病態、発生に影響を及ぼす因子や症状、検査などを取り上げるとともに、その治療方法について看護との関連において理解させる。また、高齢者の転倒は、単に骨折にとどまらず、日常生活動作能力(ADL)を低下させる危険性が大きいことから、転倒の予防対策は看護との関連において重要であることを理解させる。

第7節 精神看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」、「疾患と看護」、「生活と看護」の学習を基礎として、「成人看護」、「老年看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」と関連させて指導し、精神保健医療福祉及び精神に障害のある人に対する基本的な看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

10 精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護の実際を理解させ、精神看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

15 この科目の目標は、精神の健康の保持増進と精神保健医療福祉、精神に障害のある人及び疾患について、精神医療の歴史や精神保健医療福祉の変遷を通して理解させ、精神に障害のある人の人権を尊重する態度や精神看護に対する望ましい倫理観をはぐくみ、精神看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 精神の健康と看護、(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉、(3) 精神疾患と看護の3項目から構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示される。
(内容の構成及び取扱い)

30 ア 指導に当たっては、精神の健康の保持増進及び精神障害時の看護を統合的に学習できるようにすること。

この科目の指導に当たっては、精神保健福祉に関連させながら、精神の健康を基盤に健康の保持増進に向けた看護と健康障害を起こす原因や疾患の理解を基盤にした精神障害時の看護を理解させるとともに、広く精神保健、医療、福祉における看護活動の場の広がりや重要性について理解し、対応できるよう指導する。また、「生活と看護」の内容の「(1) 精神保健」との関連を図り指導する。

イ 内容の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

40 内容の「(3) 精神疾患と看護」については、専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い、高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

45 (1) 精神の健康と看護

ア 精神の構造と機能

イ 精神看護の基本概念

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)については、精神の健康に関する基礎的な内容について扱うこと。また、精神看護の基礎的な知識や人間関係の成立過程、リエゾン精神看護などについて扱うこと。

ここでは、現代社会において精神看護の対象が、精神疾患のある人だけでなく、精神の健康不安のある人や精神の健康保持増進への援助を必要としている人など多様化している中で精神の健康に
10 ついての基本的な内容を理解させるとともに、精神看護の役割や重要性について理解させることをねらいとしている。

ア 精神の構造と機能

精神の障害による症状について、基礎的な知識となる自我・意識・感情・意欲、心の成長発達や防衛機制などの精神の構造と機能について基本的な知識を取り上げて、精神の障害について理解させる。
15

イ 精神看護の基本概念

精神看護については、様々な精神の健康問題のある人々の看護の特徴を理解させ、保健・医療・福祉における精神看護の重要性を認識させる。また、精神症状のある人の日常生活及び社会生活における課題や家族の心理について取り上げ、人間関係の在り方が精神看護の基盤であることを理解させるとともに、精神科以外の他領域でも専門的知識・技術を提供するリエゾン精神看護についても扱う。また、精神障害の予防、早期発見、早期治療及び社会復帰に向けた継続的な援助の意義を理解させる。
20

(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉

25

- ア 精神医療看護の変遷
イ 地域における精神保健医療福祉と看護
ウ 地域における生活支援

30 (内容の範囲や程度)

- イ 内容の(2)については、精神医療看護の歴史を通して精神に障害のある人の人権や精神保健医療における看護の役割、倫理的配慮について扱うこと。また、地域で生活していくための支援システムや必要な援助についても扱うこと。
35

ここでは、精神医療の歴史の中から精神に障害のある人の人権や処遇を通して、精神に障害のある人の人権を尊重する態度と精神看護に対する倫理観をはぐくみ、精神看護についての理解を深めさせる。また、精神に障害のある人の社会復帰支援における看護の役割や重要性を理解させ、地域精神保健福祉における生活支援について理解させることをねらいとしている。

40 ア 精神医療看護の変遷

精神医療看護の歴史を通して、精神に障害のある人のとらえ方の変遷について理解させ、精神に障害のある人の人権を守ることの重要性や精神看護の在り方について考えさせる。

イ 地域における精神保健医療福祉と看護

精神保健福祉の変遷から、地域精神保健福祉における看護の在り方を理解させる。精神に障害のある人の社会復帰のための施策を取り上げ、医療と福祉との関連やそれにかかわる医療、福祉関係職種と看護との連携やそれぞれの役割について理解させる。指導に当たっては、「生活と看護」の内容の「(1) 精神保健」の「エ 精神保健活動」との関連を図り、理解を深めさせる。
45

ウ 地域における生活支援

精神に障害のある人の地域支援の実際について、具体的な事例を取り上げて理解を深めさせる。

5 (3) 精神疾患と看護

ア 主な症状と看護

イ 検査及び治療と看護

ウ 主な精神疾患と看護

10

(内容の範囲や程度)

ウ 内容の(3)については、精神症状を有する人に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

15

ここでは、精神看護の基本的概念をもとに、精神疾患における症状や検査、各治療などを系統的に取り上げ、精神看護のアプローチの方法や看護の原則などについての知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア 主な症状と看護

20

精神疾患の特徴、抑うつ、妄想、認知症などの精神症状の種類及びそれぞれの症状に合わせた看護の特徴を学び、精神看護に必要なコミュニケーション技術や看護援助の方法を習得させ、臨床で活用できるようにする。

イ 検査及び治療と看護

25

脳波、放射線、髄液、心理などの各種検査や薬物療法、精神療法、社会療法やその他の特殊療法及びそれらの特質に応じた看護の方法を習得させる。

ウ 主な精神疾患と看護

統合失調症、躁うつ病、症状精神病、人格障害などの代表的な精神疾患とそれらに対応する基本的な看護の特徴や方法について取り上げ、精神に障害のある人に対する看護の基本を理解させる。

第8節 在宅看護

この科目は、「基礎看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」、「成人看護」、「老年看護」、「母性看護」、
5 「小児看護」、「精神看護」と関連させて指導し、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での看護の基本的な知識や看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

10 在宅看護の意義と役割及び看護の実際を理解させ、在宅での看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、在宅看護が様々な疾病・障害を有する幅広い年代の人々に対する生活の場
15 における看護であることの意義と役割及び訪問看護活動を実施する組織や方法などの看護の実際について理解させ、在宅看護に関する基本的な知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 在宅看護の意義と役割、(2) 在宅療養者と家族への支援の2項目で構成
してあり、2～4単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。
25 また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

30 ア 指導に当たっては、看護に関する各科目において習得した内容をもとに学習できるようにすること。また、在宅療養者とその家族に対するクオリティー・オブ・ライフを重視した在宅看護の特徴が学習できるようにすること。

この科目の指導に当たっては、看護の対象の理解、看護活動の分野、看護職とその倫理や生活者の健康及び社会保障制度の基礎的な知識を基に、在宅療養者とその家族のクオリティー・オブ・ライフを重視した基本的な看護方法を習得させる。また、他職種との連携、協働の中で看護職の果たす役割について指導する。
35

イ 内容の(2)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

40 内容の「(2) 在宅療養者と家族への支援」については、在宅での療養生活が安全で快適に送れるように生活の場である家庭での療養環境に配慮し、家庭での介護者の支援の有無、在宅療養支援にかかわるサービスや介護機器、在宅介護用品等用具について、講義と実習を一体的に指導することにより、在宅における基本的な日常生活の看護方法を習得させる。

45 ウ 内容の(2)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

内容の「(2) 在宅療養者と家族への支援」については、准看護師養成を目的とする学科において

は扱わないことができる。

2 内 容

5 (1) 在宅看護の意義と役割

- ア 在宅看護の必要性と対象
- イ 在宅看護の場
- ウ 訪問看護活動の形態

10

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)のウについては、在宅看護活動、組織的支援活動及びそれに携わる他職種と協働する中での看護の役割も扱うこと。

15

ここでは在宅看護が様々な疾病・障害を有する幅広い年代の人々に対する生活の場における看護であり、近年拡大されている看護活動の分野であることを理解させる。また、その現状と今後の展望について取り上げることにより、在宅看護の重要性と看護の役割について理解させる。

ア 在宅看護の必要性と対象

20

疾病構造の変化、慢性疾患や高齢者の増大など、在宅看護が必要とされる社会的背景について理解させる。また、幅広い年代の人々を対象としていることについても理解させる。さらに、これらの人々の健康状態や障害の程度は様々であり、医療や看護に対するニーズも多様であること、看護者は的確な情報を収集し、他職種と協働する中で看護の立場からの情報発信を行う必要があることなど、在宅看護の必要性と看護の役割について理解させる。

25

イ 在宅看護の場

在宅、福祉施設などの在宅看護の場の特徴について理解させるとともに、診療所・病院、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、在宅介護支援センターなどの在宅看護を行っている施設とその活動内容について理解させる。

ウ 訪問看護活動の形態

30

医療機関・訪問看護ステーションなどによる訪問看護や市町村・保健所などによる訪問指導などの訪問看護活動の様々な形態と在宅看護における訪問看護活動の役割を理解させる。また、医師・保健師・看護師・ケアマネジャー・理学療法士・作業療法士・社会福祉士・介護福祉士などの訪問看護を支える専門職について取り上げ、多職種の専門職が連携・協働して療養者と家族のケアを行う必要性とそれぞれの役割について理解させる。

35

(2) 在宅療養者と家族への支援

- ア 訪問看護の準備
- イ 在宅における日常生活
- ウ 訪問看護の実際

40

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、在宅療養者の日常生活への援助とその家族の生活の状態に応じた援助をするための知識と技術に関する基礎的な内容及び診療の補助業務について扱うこと。ウについては、在宅看護における終末期の支援技術についても扱うこと。

45

ここでは「基礎看護」、「成人看護」、「老年看護」、「母性看護」、「小児看護」、「精神看護」と関連させ、要介護高齢者や慢性疾患患者、難病患者などの在宅療養者に対する看護の特徴、家族への支援の必要性を理解させる。また、障害者の看護と福祉についても扱う。

ア 訪問看護の準備

- 5 訪問看護を効果的に行うために、訪問前に対象者を取り巻く種々の環境など必要な情報を正確に把握し、訪問看護を行う必要があること。また、対象者との良好な人間関係、信頼関係を確立させることが重要であることを理解させる。

イ 在宅における日常生活

- 10 在宅療養者の家庭における介護者、療養環境、食生活・排泄・清潔・衣生活・移動・睡眠・休息・活動・レクリエーションなどの情報を把握し、在宅において安全で快適な生活が送れるようにするための日常生活の援助の方法について理解させる。

ウ 訪問看護の実際

- 15 在宅における食生活・排泄・清潔・衣生活・移動・睡眠・休息・活動・レクリエーションなど日常生活への援助技術及び在宅における感染への対策として手洗いを基本とした予防策、感染症が疑われたときの対処の仕方を身に付けさせる。また、経管栄養や胃瘻増設時の栄養管理、尿道カテーテルの留置と交換、浣腸・摘便など排泄ケア、口腔・鼻腔・気管内吸引、気管カニユーレの交換、在宅酸素療法、人工呼吸器装着時のケアなど呼吸管理、疾患別援助技術など診療の補助業務について理解させる。さらに、服薬に関する薬剤の取扱い、在宅における緊急時の対応や終末期ケアの方法について理解させる。

第9節 母性看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の学習を基礎として、「成人看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「小児看護」と関連させて指導し、母性に対する基本的な看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

10 母性の特質，生活，保健及び疾病について理解させ，母性の看護に関する知識と技術を習得させるとともに，その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目の目標は，母性の特質と健康な生活及び疾病について理解させ，女性のライフステージ各期における看護に関する知識と技術を習得させるとともに，生命の尊厳に対する畏敬の念に根ざした望ましい母性観を育成し，母性の看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は，(1) 母性の健康と看護，(2) 母性の看護，(3) 新生児の看護の3項目で構成しており，2～4単位程度履修されることを想定して，内容を構成している。

また，内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は，次のように示されている。

25 (内容の構成及び取扱い)

ア 内容の(2)，(3)については，必要に応じて実習を行い，母性看護の対象及び新生児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

30 内容の「(2) 母性の看護」，「(3) 新生児の看護」については，それぞれの項目ごとに，その内容の基礎的な知識と技術の関連性に配慮して指導する。その際，生徒が胎児の発育，分娩の経過，新生児などについての学習内容をイメージできるように各種メディア教材の活用を図り，指導の効果を高めるよう配慮するとともに，必要に応じて実習を行い，母性看護の対象者及び新生児の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護の方法を習得させる。

35 イ 内容の(2)のウ，(3)のイについては，学科の特色に応じて，扱わないことができること。

40 内容の「(2) 母性の看護」の「ウ 周産期の異常と看護」，「(3) 新生児の看護」の「イ 新生児期の異常と看護」については，専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い，高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

(1) 母性の健康と看護

45 ア 母性看護の意義
イ 母子の保健と福祉

ウ 人間の性と生殖

(内容の範囲や程度)

- 5 ア 内容の(1)のアについては、母性看護の対象となる人の健康と母性看護の基本的な概念について扱うこと。イについては、母子保健の現状と母子の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。

ここでは、母性看護の対象となる人を、あらゆるライフステージにある女性ととらえ、次の世代
10 を担う子どもの健全な育成と深くかかわる母性の健康の意義、健康を保持・増進するための看護の役割、母子保健の現状と母子の健康に影響を与える因子、母子保健・福祉に関する基本的な法規や制度、人間の性と生殖について扱い、母性看護の対象となる人の健康を守るために必要な看護の活動について理解を深めさせることをねらいとしている。

ア 母性看護の意義

- 15 母性看護の対象となる人の健康の意義、母性の健康を保持・増進するための看護の役割について理解させる。

母性の健康では、健康な生活に影響を及ぼす様々な因子の中で特に環境について取り上げ、それらがどのような影響を及ぼすかについて理解させる。

- 20 環境については、「人体と看護」の内容の「(3) 感染と免疫」、「疾病と看護」の内容の「(2) 薬物と薬理」、「生活と看護」の内容の「(1) 精神保健」、「(2) 生活と健康」との関連に配慮し、大気などの自然環境、微生物による感染、労働環境などについて理解させる。また、妊娠・出産・育児における父親を含めた家族機能の重要性についても理解させる。

- 25 母性看護の変遷では、社会における母性観の変化についての学習を通して、母性看護の意義、母性看護の対象となる人の権利、母性看護を取り巻く医療の変化などを取り上げ、母性看護の課題とその対策について理解させる。

母性看護の対象となる人の諸問題については、少子社会、家族機能の変容、女性の社会進出、価値観の多様化など子どもを産み、育てる環境の変化などの社会的な背景を理解させるとともに、母性看護の在り方について理解させる。また、若年者の妊娠やドメスティックバイオレンスなどの問題を扱い、母性看護に期待される役割が大きいことを理解させる。

- 30 イ 母子の保健と福祉

母子の保健と福祉に関する行政の取組や主要な統計資料から、母子保健の現況と動向について理解させるとともに、国際的視野から日本の母子保健と福祉の水準や課題について考えさせる。また、地域において母親及び家族が活用できる母子保健サービスや社会資源について、母子の保健・福祉及び母性看護に関する法規や制度を関連させて理解させる。

- 35 ウ 人間の性と生殖

人間の性の概念と意義について、母性の健康の観点から人間の性の特徴を理解させる。

- 40 リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)については、性と生殖に関する生涯にわたる健康と権利の重要性が国際的に認められた概念であり、この概念に基づいて各国が相互に連携して実施している女性の生涯を通じた健康の向上を目指す様々な活動について理解させるとともに、女性各期のセクシュアリティの発達に応じて、性と生殖に関する本人の意思決定を尊重し、望ましい意思決定ができるように援助する方法について理解させる。また、ジェンダーや性同一性障害などを扱い、多様な性の概念があることも理解させる。その際、思春期のセクシュアリティの発達の学習を通して、性行動の責任ある選択や的確に判断する能力を身に付けさせる。

- 45 また、母性看護に関連する生殖医療では、不妊治療、母体保護、出生前診断などに対する生命倫理の課題とその対策について理解させる。

(2) 母性の看護

- ア 女性のライフステージ各期の特徴と看護
- イ 周産期における看護
- ウ 周産期の異常と看護

5

(内容の範囲や程度)

- イ 内容の(2)については、母性の健康及び妊婦、産婦、褥婦^{じょく}に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

10

ここでは、女性のライフステージ各期における特徴と必要な看護について理解させるとともに、周産期の各期の経過及び妊婦・産婦・褥婦^{じょく}の看護に関する基本的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

- ア 女性のライフステージ各期の特徴と看護

15

母性看護の対象となる人を思春期、成熟期、更年期に区分し、各期の心身両面にわたる特徴と健康問題について理解させ、その健康な生活を支えるための生活行動や生活習慣及び家族の理解と援助の必要性について理解させる。また、母性看護の対象となる人々を取り巻く家族や社会の変化について触れ、このことが母性の健康に様々な影響を与えていることを理解させる。

- イ 周産期における看護

20

周産期の母体の生理的な変化と胎児の発育過程及びそれに伴って生ずる日常生活上の問題や家族の機能について理解させるとともに、妊婦・産婦・褥婦^{じょく}の日常生活を円滑にするための看護の方法を習得させる。

また、妊娠・分娩・産褥^{べん}の生理的な変化に伴って起こりやすい心理反応などについて扱い、精神保健の重要性について理解させる。

25

- ウ 周産期の異常と看護

妊娠期の異常では流産^{りゅうさん}、早産、上位胎盤早期剥離^{はく}、前置胎盤、妊娠高血圧症候群^{べん}、胎児の発生や発育の異常等、分娩期の異常では産道、陣痛、破水、胎位等に関する異常や分娩時異常出血、帝王切開術等、産褥^{じょく}期の異常としては産褥^{じょく}感染症や子宮復古不全等を扱い、周産期に生じる母児の異常について理解させるとともに、異常な経過を示す妊婦・産婦・褥婦^{じょく}の看護の方法を習得させる。

30

また、異常妊娠や予期しない死産など特殊な状況に遭遇した母児とその家族への対応や支援についても理解させる。

(3) 新生児の看護

35

- ア 新生児の生理と看護
- イ 新生児期の異常と看護

(内容の範囲や程度)

40

- ウ 内容の(3)については、新生児に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

ここでは、新生児の生理及び新生児期の異常と疾患について理解させ、新生児の看護に関する基本的な知識と技術を習得させるとともに、この時期の観察の重要性や看護の役割を認識させることをねらいとしている。

45

- ア 新生児の生理と看護

新生児の生理的な適応現象を理解させるとともに、呼吸の確保、栄養と水分の供給、保温、

安全，清潔，排泄，母親への援助などの新生児の看護に関する基本的な知識と技術を習得させる。

また，愛着の形成過程や母親，家族に対する育児指導の方法についても理解させる。

イ 新生児期の異常と看護

- 5 新生児仮死及び出産外傷，先天異常と代謝障害などの疾患について理解させ，それらの患児及び家族に生じる看護上の問題とその対応について理解させる。また，ハイリスクの状態にある新生児とその看護方法及び母親や家族に対する支援についても理解させる。

第10節 小児看護

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」「疾病と看護」「生活と看護」の学習を基礎として、
5 「成人看護」「精神看護」「在宅看護」「母性看護」と関連させて指導し、小児に対する基本的な看護の方法を習得させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

10 小児の特質，生活，保健及び疾病について理解させ，小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに，その看護を行なうために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

この科目の目標は，小児の特質と健康な生活及び疾病について理解させ，小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに，小児を人格のある存在としてとらえることのできる望ましい小児
15 観を育成し，成長発達過程にある小児の看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

20 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は，(1) 小児の健康と看護，(2) 小児の成長・発達と看護，(3) 健康問題のある小児と看護の3項目で構成しており，2～4単位程度履修されることを想定して，内容を構成している。

25 また，内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は，次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

30 ア 内容の(2)及び(3)については，必要に応じて実習を行い，小児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

内容の「(2) 小児の成長・発達と看護」，「(3) 健康問題のある小児と看護」については，それぞれの項目ごとに，基礎的な知識と技術の関連性に配慮して指導する。その際，生徒が小児の発達や発育の経過，発達段階や診療に応じた援助方法などの学習内容をイメージできるように各種メディア教材の活用を図り，指導の効果を高めるよう配慮するとともに，必要に応じて実習を行い，小児
35 の身体的・精神的・社会的特徴に対応した基本的な看護の方法を習得させる。

イ 内容の(3)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。

内容の「(3) 健康問題のある小児と看護」については，専攻科と合わせて看護師養成を行う学科
40 の場合には専攻科において扱い，高等学校では扱わないことができる。

2 内 容

(1) 小児の健康と看護

45 ア 小児看護の意義
イ 小児の保健と福祉

(内容の程度や範囲)

5 ア 内容の(1)のアについては、小児の健康と小児看護の基本的な概念について扱うこと。イについては、小児保健の現状と小児の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。

ここでは、次の世代を担う小児の健康の意義、小児の健康を保持・増進するための看護の役割、小児の健康に影響を与える因子、小児の保健と福祉に関する法規や制度について学習させ、小児の健康を守るために必要な看護の活動について理解を深めさせることをねらいとしている。

10 ア 小児看護の意義

小児の特徴と小児の健康を保持・増進するための看護の役割を理解させる。また、小児の健全な心身の発達にとって家族が重要であること、小児看護は疾病の有無にかかわらずすべての小児とその家族を対象とすることを理解させる。

15 小児看護の変遷では、社会における小児観の変化についての学習を通して、小児看護の意義、小児の人権、小児を取り巻く医療の変化などを取り上げ、小児看護の課題とその対策について理解させる。

20 小児を巡る諸問題については、小児に対する虐待や子ども同士の間関係の問題などを扱い、少子社会、家族機能の変容、女性の社会進出など子どもを産み育てる環境の変化などの社会的状況の動向との関連を理解させるとともに、社会的にみた小児の健康上の課題を考えさせ、小児看護の在り方について理解させる。

イ 小児の保健と福祉

25 小児の保健と福祉に関する行政の取組や主要な統計資料から、小児保健の現況と動向について理解させるとともに、国際的視野から日本の小児保健と福祉の水準や課題について考えさせる。また、地域において母親及び家族が活用できる保健サービスや社会資源について、小児の保健と福祉及び学校教育に関する法規や制度と関連させて理解させる。

(2) 小児の成長・発達と看護

30 ア 小児の成長・発達

イ 小児の日常生活と看護

(内容の程度や範囲)

35 イ 内容の(2)については、小児期の成長・発達に関する基礎的な内容と小児の日常生活、家族の子どもに対するかかわり方や生活指導、育児における家族の役割などについて看護と関連付けて扱うこと。

40 ここでは、小児の心身の成長・発達の過程と小児各期の特徴について理解させ、小児の成長・発達段階に応じた日常生活の世話や親の子どもに対するかかわり方や生活指導、育児に対する家族の理解と支援などに関する基本的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

ア 小児の成長・発達

小児の成長・発達の概念について理解させ、乳児期・幼児期・学童期及び思春期における心身の発達の特徴とそれに影響を及ぼす因子について学習させる。また、小児の成長・発達に伴う家族の役割の変化とその影響について理解させ、各期の小児の看護について学習させる。

45 イ 小児の日常生活と看護

健全な心身の成長発達を遂げる上での日常生活の意義について理解させるとともに、小児の発達段階に応じた生活習慣の自立過程を理解させ、養護の大切さについて認識させる。小児の日常生活については、成長・発達に応じた栄養と食事、排泄、睡眠、身体の清潔、遊び及び生

活環境等について「基礎看護」の内容の「(2) 日常生活と看護」と関連させて理解させる。特に、環境については、事故の発生しやすい原因を小児期の特徴から考えさせ、不慮の事故を未然に防ぐことの重要性とその方法を理解させる。また、小児に対するしつけや生活指導及び親に対する育児指導について理解させる。

5

(3) 健康問題のある小児の看護

- ア 健康問題のある小児と家族の看護
- イ 主な症状と看護
- ウ 急性期にある小児の看護
- エ 慢性期にある小児の看護

10

(内容の程度や範囲)

- ウ 内容の(3)については、健康問題のある小児とその家族に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

15

ここでは、健康問題が小児と家族に及ぼす影響について考えさせ、健康問題のある小児と家族の看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることがねらいである。

20 ア 健康問題のある小児と家族の看護

小児期の主な健康問題の特徴を理解させ、健康問題とその治療や入院生活が小児と家族に及ぼす影響について、小児の発達段階を踏まえて考えさせ、健康問題のある小児と家族の看護に関する基本的な知識と技術を習得させる。

25

健康問題をもつ小児と家族の看護では、健康問題が小児と家族に与える影響を身体的・精神的・社会的側面から理解させる。また、日常生活に関する看護については、内容(2)の「イ 小児の日常生活と看護」と関連付けて、健康問題に伴って起こる日常生活上の問題と看護の方法について理解させる。

診療における看護では、バイタルサインの観察、与薬、^{あん}電法、抑制と移送等について「基礎看護」との関連を図り、小児に特徴的な事項を扱う。

30

また、処置や検査を受ける小児の心身の反応について理解させ、不安や苦痛の軽減、安全確保の重要性と検査や処置を受ける小児の看護方法について理解させる。

イ 主な症状と看護

小児に多くみられる主な症状について、小児の特性や病態生理、疾患と関連付けて理解させ、その看護について学習させる。主な症状については、不きげん・^{たん}啼泣、痛み、^{しん}発熱、けいれん、意識障害、下痢、嘔吐、脱水、浮腫、呼吸障害、チアノーゼ、黄疸、出血、^{しん}発疹等について扱う。また、救急処置については、内容の「(2) 小児の成長・発達と看護」の「イ 小児の日常生活と看護」と関連付けて、小児について特徴的な事項を中心に扱う。

35

ウ 急性期にある小児の看護

急性期にある小児の身体的・心理的特徴と家族の反応について理解させ、身体管理と苦痛の緩和だけでなく家族の看護も重要であることを認識させる。

40

また、周手術期の看護の基本について、特に、手術に対する不安の軽減、麻酔の導入及び^{せい}覚醒時の看護、水分と電解質の管理、栄養の補給、合併症の予防、退院後の継続看護等に重点を置いて理解させる。小児の手術については、緊急手術を要する新生児の横隔膜ヘルニア、食道閉鎖、鎖肛、腸重積、嵌頓ヘルニアなどと小児特有の外科疾患で計画的な手術が適応となる鼠径ヘルニア、先天性心疾患、^{がい}口蓋裂などを扱う。

45

また、小児期にみられる感染症について、小児の免疫のメカニズムと感染予防の重要性について理解させるとともに、症状の観察、安静、栄養と水分の補給、隔離と消毒方法など感染症看護に関する基本的な知識と技術を習得させる。

エ 慢性期にある小児の看護

慢性期にある小児の日常生活について理解させ、長期的な援助が必要であることを認識させる。特に、小児の心身の発育を促し、通常の生活ができるようにするため、家族の理解と協力を得て望ましい療養態度や自己管理の能力を育てること、学校教育と医療を継続することなどが重要であることを理解させる。慢性疾患については、腎疾患、心疾患、気管支喘息、糖尿病、悪性腫瘍等を取り上げ、予後不良の小児の看護及び終末期にある小児の看護を含めて理解させる。

また、障害の種類と健康上の問題等についての学習を通して、障害のある小児の日常生活や、子どもの障害が家族に及ぼす影響について理解させる。多くの専門職による長期的な援助が必要なことや、適切な機能訓練を行い日常生活を工夫・充実させるために、家族の理解と協力及び障害のある小児と家族への社会的支援が必要であることを認識させる。なお、自己の障害についての認識の変化や不安など、小児の心理面についても理解させる。

第11節 看護の統合と実践

この科目は、「基礎看護」及び「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の学習を基礎として「成人看護」、「老年看護」、「精神看護」、「在宅看護」、「母性看護」、「小児看護」と関連させて指導し、看護に関する各科目で習得した基本的な看護の知識と技術を臨床実践に活用できるよう統合させるものであり、「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

第1 目 標

看護に関する各科目において習得した内容を臨床で活用できるよう、知識と技術の統合を図るとともに、看護の専門職として必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、看護に関する各科目において習得した内容をより臨床実践に近い形で学習し、臨床に適応できるように知識と技術の統合を図り、看護の実践者として患者の看護を総合的に展開できるようにするために必要な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 看護活動と組織、(2) 医療安全、(3) 災害看護、(4) 統合実践の4項目から構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。

(内容の構成及び取扱い)

ア 指導に当たっては、臨床実践に近い状況を想定した実習を取り入れること。

医療技術の進歩や、急激な少子高齢化に伴い看護をめぐる環境は大きく変化してきており、看護師には患者の視点に立った質の高い看護の提供が求められている。また、看護業務は複雑化、多様化し、国民の医療安全に対する関心も高まっている。このような中で看護技術に裏付けされた臨床実践の能力を高めるために、他職種との連携や、安全に対する基本的姿勢、災害時などの多様な対象者への援助などを理解することが大切である。

指導に当たっては、より臨床実践に近い状況を想定した学習を行い、患者の安全を重視し、知識と技術を統合させる実習や演習を充実させた内容で展開できるよう工夫することが大切である。

2 内 容

(1) 看護活動と組織

ア 保健医療福祉に携わる人々
イ 関係職種との連携
ウ 医療施設における看護組織
エ 国際協力

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については、チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシ

ップ及びリーダーシップについて扱うこと。また、看護のマネジメントと国際社会における諸外国との協力の重要性について扱うこと。

ここでは、患者の医療は、多くの職種がチームを組んで医療に当たっているため、チーム医療及び他職種との連携、協働の中で看護師の果たす役割、メンバーシップ及びリーダーシップについて理解させることをねらいとしている。また、看護を展開する上で看護組織の中でマネジメントできる基礎的能力を養い、看護業務を行う一員としての役割や責任について理解させ、国際化に対応した広い視野をもち看護師として諸外国との協力の重要性についても考えることができるようにさせる。

10 ア 保健医療福祉に携わる人々

病院、診療所、介護老人保健施設などの医療施設では、多くの職種がチームを組んで医療に当たっていることや、保健所、保健センターなどでの保健活動、老人ホーム、授産施設などの福祉施設などにおいても多くの職種がチームを組んで、人々の健康問題の解決に当たっていることを理解させるとともに、保健・医療・福祉に携わる職種について具体的に取り上げ、それぞれの役割について理解させる。

15 イ 関係職種との連携

患者の外来通院から、入院、退院、その後の在宅医療や地域における健康の保持増進に関する保健活動など、健康のレベルに応じて携わる職種が変化していくことを理解させ、その中で看護師は常に患者の健康問題解決の役割を担っており、関係職種との連携を図った協働関係により援助ができる資質が求められていることを理解させる。

多職種の連携・協働については、保健師や社会福祉士、ケアマネージャーなど各分野の専門職を社会人講師として活用するなどして、実際の活動状況について理解させる。

20 ウ 医療施設における看護組織

病院内の組織における看護組織の位置付けについて理解し、看護組織における看護方針や看護体制についての学習を通して組織的に患者への看護を提供していることを理解させる。

看護管理は、患者に対して安全で質の高い看護サービスを提供するために人的、物的、経済的な資源を有効に活用していくための過程であることを理解させる。また、直接看護実践を行うに当たり、適切で効率の良い人的配置や連携、適切な物品使用のための選択や管理、経済的、時間的配慮や必要な情報収集、伝達など、看護実践におけるマネジメント能力が必要なことを理解させる。

30 エ 国際協力

諸外国における保健・医療の状況、国際協力の仕組みや保健医療にかかわる国際機関である世界保健機関の組織や役割などについて理解させる。また、実際に国際協力に携わった人の体験談などを取り入れるなどして、国際協力について関心を深めさせる。

35 (2) 医療安全

40 ア 医療事故発生のメカニズム

イ 医療事故防止の考え方

ウ 医療安全への取り組み

エ 医療従事者の法的責任

(内容の範囲や程度)

45 イ 内容の(2)については、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を扱うこと。また、具体的な事例を通して、安全の確保に関する看護師の役割、責任及び倫理について扱うこと。

ここでは、医療技術の進歩に伴い、医療や看護が複雑化・多様化している中で、国民の医療に対

する安全意識が高まってきていることを理解させるとともに、患者の安全を守るために必要な看護師の役割や責任などについて理解させ、医療事故防止に関する基礎的な知識と技術を習得させ、安全の確保への取組や安全に対する意識を高揚させることをねらいとしている。

ア 医療事故発生のメカニズム

5 事故は個人の原因だけでなく、組織や制度にも原因があることなど、医療事故はどのような原因で引き起こされるのか理解させる。転倒、転落、誤薬、患者の取り違え、医療機器誤使用などのインシデント事例や事故事例のアセスメントを通して、事故発生の原因について考えさせる。

イ 医療事故防止の考え方

10 人は条件が重なれば事故やミスを引き起こす可能性のあることを理解させ、事故防止は個人としての責任と組織としての取組が重要であるということを理解させる。また、病院での具体的な対策や防止のための組織的な取組について取り上げ、事故防止に対する意識を高めさせる。

ウ 医療安全への取組み

15 医療現場において起こり得る事故について、どのような状況が考えられるかグループワークなどを通して考えさせ、看護師として患者の安全を守ることへの重要性とその方法を理解させる。

エ 医療従事者の法的責任

20 臨床で起こった看護師などの医療従事者による事故事例を通して、法的責任について理解させ、安全を提供する方法やシステム作りをすることも、看護師としての責任であることを理解させる。

(3) 災害看護

ア 災害看護の意義

25 イ 災害各期の対応と看護

ウ 災害看護における心のケア

(内容の範囲や程度)

30 ウ 内容の(3)については、災害直後から支援できる看護の基礎的な知識や心的外傷後ストレス障害などの心のケアについて扱うこと。

ここでは、災害発生時における看護師の役割、災害が起きた直後から支援できる看護の基礎的知識から復興に向けての看護の役割など、災害各期における看護について理解させる。また、被災者や援助者の心のケアについての基礎的知識と援助の方法について理解させ、その支援ができる能力と態度を育てることをねらいとする。

ア 災害看護の意義

災害が起きた直後の救急時やその後の心のケアなどについての看護の役割の重要性について理解させる。

40 実際の医療機関や地域での防災避難訓練に参加するなど具体的に理解を深めさせる。

イ 災害各期の対応と看護

災害発生直後から復興期までの各期の看護について理解させ、トリアージや被災者の看護、被災地への医療支援など看護の果たす役割について、実際の被災者の体験談や災害派遣の経験者の体験談を取り入れるなど具体的に理解を深めさせる。

45 ウ 災害看護における心のケア

被災者や援助者に生じる急性ストレス障害(ASD)や心的外傷後ストレス障害(PTSD)などの心の健康障害について、基礎的な知識や健康回復に向けての援助の方法などについて理解させる。また、体験者の体験談などを通して健康回復についての対策を考えさせる。

(4) 統合実践

- ア 看護計画の立案と評価
- イ 実践への展開

(内容の範囲や程度)

- エ 内容の(4)については、看護援助を必要とする患者の設定を臨床に即して行い、その看護過程の展開と実践を行うこと。

ここでは、看護に関する各科目において習得した知識と技術をもとに、チーム医療、他職種との連携、医療安全、継続看護などを含めたより実践に近い状況を設定し、看護計画の立案、実践、評価を実施することにより、知識と技術を統合した看護過程の展開ができるようにすることをねらいとしている。

ア 看護計画の立案と評価

臨床実践に近い形でのチーム医療、他職種との連携、医療安全、継続看護など、総合的に患者の看護を行うことを想定した模擬患者に対して、入院から退院に向けての看護援助、退院後の在宅医療に向けての看護援助、入院患者の経過別看護について看護計画を立案させ、グループカンファレンスなどにより計画の妥当性について評価、検討、修正の実際を体験させる。

イ 実践への展開

アで計画された内容について、チーム医療、他職種との連携、医療安全、継続看護などを考慮して、その実践に対する評価を行い、人的配慮や連携、適切な物品選択や管理、経済的・時間的配慮など看護実践におけるマネジメントが適切に行える能力を育てる。また、複数患者への対応や検査を受ける患者、手術を受ける患者、リハビリ期の患者、教育入院の患者、退院指導を受ける患者など様々な模擬患者を設定し、より臨床に近い状況を想定し臨床看護に即した一連の看護展開について体験させる。

第12節 看護臨地実習

第1 目 標

看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して、看護観をはぐくみ、問題解決の能力を養うとともに、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解し、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

この科目の目標は、看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場において活用し実践する体験的な学習を通して統合することにより、看護に関する基礎的・基本的な知識・技術の定着を図ることである。また、安全で確実な看護を提供するためには、看護者としての自覚と責任をもった行動が重要であることを体験を通して理解させ、望ましい看護観をはぐくむとともに、患者が有する諸問題に対して看護援助の一連の過程を経験することにより、問題解決の能力を養うとともに、保健医療福祉にかかわる職種との連携・協働を通してチーム医療における看護師の役割を理解させ、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 基礎看護臨地実習、(2) 領域別看護臨地実習、(3) 統合実践看護臨地実習の3項目から構成しており、10～21単位程度履修されることを想定して、内容を構成している。

また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

ア 指導に当たっては、生徒が主体的に設定した看護に関する課題について、問題解決的な学習をさせるようにすること。

この科目の指導に当たっては、看護に関する各科目における学習状況との関連に配慮し、内容のそれぞれのねらいに応じた課題を生徒に主体的に設定させ、課題に関する情報の収集と分析、課題解決の方法の検討と実践について、臨地における体験的な学習を通して指導する。このような課題解決の一連の過程を学習させることにより、問題解決の能力を育てるように指導することが大切である。

イ 指導に当たっては、臨床の場における学習の効果を高めるために、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、医療事故などの防止及び個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

この科目の指導に当たっては、特に指導計画を綿密に作成し、臨地実習のオリエンテーションや終了後のまとめなど、事前及び事後の指導を適切に行い、臨地における学習の効果を高めるようにする。また、臨地における実習は、患者などの対象に対する医療過誤や生徒自身の院内感染などの医療事故の危険を伴うことも多いことから、医療安全に対する基本理念と原則及び安全対策の実施手順やチェックポイントについて具体的に事例を取り上げて指導をするなど、事故防止の精神に対する生徒の自覚を高める工夫をするとともに、インシデント事例の分析などにより安全管理の具体的な計画を作成し、安全と衛生に十分留意する必要がある。さらに、看護職としての倫理観を含め個

人情報の取扱いに関する情報管理について指導する。

ウ 内容の(1)のオ，(2)及び(3)については，学科の特色に応じて，扱わないことができること。

5

内容の「(1) 基礎看護臨地実習」の「オ 看護の展開」，「(2) 領域別看護臨地実習」及び「(3) 統合実践看護臨地実習」については，専攻科と合わせて看護師養成を行う学科の場合には専攻科において扱い，高等学校では扱わないことができる。また，これらの内容は資格取得との関連性が高いことから，資格取得を目的としない学科の場合にも扱わないことができる。なお，内容の「(3) 統合実践看護臨地実習」については，准看護師養成を目的とする学科の場合には扱わないことができる。

10

2 内 容

15 (1) 基礎看護臨地実習

ア 医療施設の機能と看護の役割
イ 患者の理解
ウ 看護におけるコミュニケーション
エ 日常生活の援助
オ 看護の展開

20

(内容の範囲や程度)

ア 内容の(1)については，看護実践の基礎として必要な医療施設等の機能と看護の役割，患者の総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性，患者の状態に応じた日常生活の援助の方法を扱うこと。

25

ここでは，看護実践のための基礎的な知識として，地域社会における医療施設の機能と看護の役割及び患者の療養環境，患者を身体的・精神的・社会的な側面から総合的に把握する方法，患者との信頼関係を構築するためのコミュニケーションの重要性について体験を通して理解させ，患者の状態に応じた日常生活の援助を行うことができる基礎的な能力と態度を育てることをねらいとしている。

30

指導に当たっては，医療の場に初めて臨み，患者に接する体験を通して，生徒自身が感じたこと，気付いたこと，考えたことなどを尊重し，それを学習への動機付けとするよう配慮することが大切である。

35

ア 医療施設の機能と看護の役割

医療施設の構造上の特徴と設備，医療関係職員等の活動の状況，患者の入院生活や通院の状況などを見学させ，地域社会における医療施設等の機能と看護の役割及び患者の療養環境について理解を深めさせる。また，様々な専門職の人々がそれぞれ独自の専門的役割を果たし，互いの連携のもとに医療が支えられていることを理解させる。

40

イ 患者の理解

看護の対象者を生活者として幅広くとらえ，入院生活や疾病による患者の身体的・精神的な変化及び患者の家庭的・社会的な背景など，患者について統合的に理解を深めさせる。臨地における患者を把握する方法としては，患者の訴えの聴取や全身状態の観察のほか，看護記録や診療録，検査結果などの患者に関する記録物，患者の家族，他の医療従事者等から情報を得ることができることを理解させる。

45

ウ 看護におけるコミュニケーション

適切な看護を行うためには、患者と看護者の信頼関係を基盤とした円滑なコミュニケーションが重要であり、コミュニケーションに影響を及ぼす要因と信頼関係を確立させるための看護者のかかわり方や態度などについて、看護者が患者と接する場面を見学させたり、生徒自身が体験することを通して理解させる。

エ 日常生活の援助

イにおける患者理解に関する学習を基礎とし、入院や疾病、治療に伴う日常生活の変化を把握させ、患者の基本的欲求の充足状況と日常生活の自立の程度に応じた援助を行う必要があることを理解させる。その上で、患者の安全・安楽に配慮し、自立を目指した日常生活の援助の方法について体験を通して理解させる。

オ 看護の展開

入院から退院までの患者の特徴とそれに応じた看護の実際について理解させるとともに、看護上の問題を解決する方法として、患者の状態を科学的な視点で観察し、患者の情報を総合的に把握して看護の必要性を判断し、解決すべき看護上の問題点を明確化し、対策を検討して援助計画を立案し、実施し、その結果を評価するという、看護の一連の過程について体験を通して理解させるとともに、患者の状態の変化に応じた継続的な看護の必要性及びその方法について理解させる。また、患者の情報を管理する上で、看護の記録の方法やその取扱いの重要性について理解させる。

(2) 領域別看護臨地実習

- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

(内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)のアについては、慢性期や急性期、回復期にある患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、成人に対する看護の特質と個別性について扱うこと。イについては、老年期の患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、老年期の特色と看護の特質について扱うこと。ウについては、小児の発達段階に応じた看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、小児に対する看護の特質について扱うこと。エについては、母性の看護、新生児の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、対象に応じた看護の特質について扱うこと。オについては、精神保健活動の場と看護及び精神症状を現している人の看護の体験を通して、精神症状を現している人に対する看護の特質について扱うこと。

ここでは、看護に関する各科目で習得した各領域の看護に関する知識と技術について、疾患や治療の特殊性、患者の発達段階や特徴を考慮した看護の展開を体験させることにより、適切な看護を行うことができる基礎的な能力と態度を育てることをねらいとしている。

なお、多職種によるチーム医療へのかかわりと看護師の役割を理解させ、保健医療福祉関係職種との連携・協働を通して看護の実践能力を養えるよう多様な施設で実習させるようにする。

ア 成人看護臨地実習

成人期の身体的・精神的・社会的特徴について理解させ、健康障害に伴う慢性期、急性期、回復期及び終末期などの各期に応じた看護の目的や特質について理解を深めさせ、それぞれの患者の特性に合わせた日常生活の援助の方法について体験を通して理解させる。また、患者及び家族に対する心理面の理解と支援も大切であることを理解させる。

イ 老年看護臨地実習

高齢者の加齢に伴う身体的・精神的・社会的特徴についての理解を基礎とし、高齢者の日常生活の障害の中で多く見られる食事、排泄、運動、コミュニケーション、精神などの障害や疾患をもつ高齢者に対する援助の体験を通して、老年看護についての理解を深めさせる。

5 なお、高齢者に対する保健医療福祉関係職種の連携や看護の役割について理解を深めるため、医療施設のほか、老人福祉施設や老人保健施設などの多様な施設で実習させるようにする。

ウ 小児看護臨地実習

小児と家族に実際に接することを通して、小児の成長・発達の特徴を知り、それぞれの発達段階に応じた日常生活の援助や健康上の問題を把握させ、小児の看護の特徴を理解させる。

10 健康な小児については、その成長・発達の過程を理解させ、日常生活の自立に向けた援助に関する基本的な内容について扱う。また、健康問題のある小児については、その小児の健康レベルについて理解させるとともに、それに応じた日常生活援助と治療・処置に関する看護の基本的な内容について理解させる。

15 なお、小児の成長・発達の過程について理解を深めるため、医療施設のほか、保育所や乳児院など多様な施設で実習させるようにする。

エ 母性看護臨地実習

妊娠、分娩、産褥期の母児の看護の実際について学習させ、妊娠、分娩、産褥期の生理的な変化が母性の心理面や日常生活に及ぼす影響及び看護の役割について理解を深めさせるとともに、父親や家族が母親を支えることの大切さについても理解させる。なお、分娩の経過や分娩直後の母児に対する看護の実際について見学させる機会を設けることが望ましい。また、新生児については、観察を通してその特徴についての理解を深めさせるとともに、感染予防、授乳、おむつ交換、沐浴などの実際について理解させる。

20 なお、母子保健指導や相談活動などについて理解を深めるため、分娩の行える病院や助産所のほか、母子保健センターなどの多様な施設で実習させるようにする。

オ 精神看護臨地実習

精神症状を現している人の日常生活及び社会生活における課題や家族の心理など、精神症状を現している人の特質について理解させるとともに、精神症状の把握の仕方や各種検査及び治療法に応じた援助の方法と精神看護の基盤となる人間関係の在り方について体験を通して理解させる。

30 なお、精神保健、精神医療、社会福祉の連携の重要性について理解を深めるため、精神病院や精神科病棟などの医療施設のほか、精神保健関連施設及び精神障害者社会復帰施設や精神障害者福祉関連施設などの多様な施設で実習させるようにする。

(3) 統合実践看護臨地実習

35

- | |
|--------------------------|
| ア 在宅看護臨地実習
イ 看護の統合と実践 |
|--------------------------|

(内容の範囲や程度)

40

ウ 内容の(3)については、看護に関する知識と技術を統合させるよう、チーム医療に携わる他職種や保健医療福祉との連携・協働などを含め、臨床実践の中で必要な基礎的な知識と技術を扱うこと。アについては在宅における訪問看護や地域における医療看護活動などの実習を行うこと。イについては、臨床における看護活動について総合的な実習を行うこと。
--

45

ここでは、「基礎看護」をはじめとして各専門分野で学習した知識と技術について、臨床での実践を通して総合的に体験させることにより、基礎的な知識と技術の統合を図るとともに、チーム医療、他職種との協働における看護師の役割とチーム医療におけるメンバーシップ及びリーダーシッ

ブについて理解させ、看護をマネジメントできる基礎的な能力と態度を育てることをねらいとしている。

ア 在宅看護臨地実習

5 地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解するとともに、在宅療養者に対する看護の特徴を理解した上で、援助技術を実践させることにより知識と技術を統合させるとともに、家族への支援、訪問看護活動及び地域での医療活動への参加を通して、他職種との連携や協働における看護者の役割を理解させる。なお、地域における保健医療活動について理解を深めるため、訪問看護ステーションなどの施設のほか、地域保健センターなど多様な施設で実習させるようにする。

10 イ 看護の統合と実践

基礎看護臨地実習や領域別看護臨地実習での実践を踏まえ、患者が必要としている援助について、安全管理や他職種との連携などを考慮して看護展開させ、臨床での実務に即した形で実践する体験を通して、基礎的な看護実践力を身に付けさせる。

15 実習内容として、医療安全や他職種との連携を考慮した看護過程の展開、複数患者の受持を通して看護援助の優先順位などに配慮した看護実践のマネジメント、医師の指示受けや次の勤務者への申し送りの実施などのリーダー業務や主任業務の看護管理の見学、体験などを扱う。また、実習施設における医療安全に関する委員会などのガイダンスや防災訓練実施状況の説明などについても実習させるようにする。

20 なお、実務に即した臨床実践における看護を総合的に体験できるよう実習施設の協力を得ながら、綿密な計画を作成し実習させるようにする。

第13節 看護情報活用

第1 目 標

5 社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

10 この科目の目標は、社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報及び情報の活用に関する基礎的な知識と技術を習得させる。また、看護の分野において情報機器や情報通信ネットワークなど、情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てることにある。

第2 内容とその取扱い

15 1 内容の構成及び取扱い

この科目の内容は、(1) 情報機器と情報の活用、(2) 情報モラルとセキュリティ、(3) 看護と情報機器の活用の3項目から構成しており、2～4単位程度履修されることを想定して、内容を構成

20 している。
また、内容の構成及び取扱いに当たっての留意事項は、次のように示されている。
(内容の構成及び取扱い)

25 ア 指導に当たっては、看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすること。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導すること。

この科目の指導に当たっては、看護に関する固有の題材やデータを用いることにより、看護の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意する。実習においては、学校や生徒の実態に応じて、重点的な内容の取扱いをするなど、効果的な指導ができるように工夫することが大切である。また、看護に関する各科目等と密接に関連付けて指導し、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすることが大切である。

35 2 内 容

(1) 情報機器と情報の活用

40 ア 生活と情報の活用
イ 情報機器の活用分野
ウ 情報通信ネットワーク

(内容の範囲や程度)

45 ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

ここでは社会生活において数多くある情報の活用に関する事例を取り上げ、コンピュータなどを用いて体験的に学習させることにより、情報の意義や役割を理解させるとともに、情報を主体的に活用する能力と態度を育てることをねらいとしている。また、情報通信ネットワークの社会の特徴やルールを理解させるとともに、ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信を体験的に学習させる。

ア 生活と情報の活用

生活における情報の意義について、日常生活の中で得ている情報にはどのようなものがあり、それらの情報が生活でどのように役立っているかを考えさせる。また、情報化の進展が生活や社会にどのような影響を与えているか理解させる。

10 イ 情報機器の活用分野

企業・病院・学校など多くの場所で利用されている身の回りの情報機器とその活用について具体的な事例を上げて理解させる。また、内容の「(3) 看護と情報機器の活用」との関連を図り看護・医療分野でどのように情報機器が利用されているかを具体的な事例を上げて理解させる。

15 ウ 情報通信ネットワーク

インターネットなどの情報通信ネットワークを利用し、情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に学習させることにより、データ通信の必要性和有効性及びコンピュータによる通信の基本的な仕組みについて理解させる。

20 (2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル

イ 情報のセキュリティ管理

25 (内容の範囲や程度)

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

30

ここでは、情報の価値について理解させるとともに、情報を扱う者としての責任を自覚し、基本的なルールを守って情報を活用する態度を身に付けさせることをねらいとしている。

ア 情報の価値とモラル

35 生活や産業における情報の価値を理解させるとともに、情報の正しい利用の仕方、情報の不適切な利用とその影響について扱い、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報を扱う際の責任や基本的なルールを具体的な事例を上げて理解させる。

イ 情報のセキュリティ管理

40 コンピュータウイルスや不正アクセスなどを防ぎ、インターネットなどを利用し情報を安全に利用するために必要なパスワードの管理などセキュリティ対策について、実習を通して体験的に理解させる。

(3) 看護と情報機器の活用

45 ア 看護における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報管理

ウ 保健医療福祉の現場における看護情報システム

(内容の範囲や程度)

5 ウ 内容の(3)については、保健医療福祉サービス現場における情報の意義や役割及びコンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健医療福祉の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、看護援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

10 ここでは、看護・医療活動における情報技術の活用及び個人情報のセキュリティの実際について、具体的な事例を通して理解させるとともに、看護の分野において情報機器を利用し、情報を活用する能力を育てることをねらいとしている。

ア 看護における情報機器活用の目的と意義

15 看護・医療における情報の意義及び看護活動における記録・報告など情報の伝達の仕方について理解させる。また、電子カルテ・電子温度板や検査・診断で使われている医療用電子機器などの使用方法を理解させるとともに、これらを利用することで、看護業務のシステム化や情報の共有化により一人一人の患者ケアの時間が確保でき、患者サービスの向上も図られることを理解させる。

イ 個人情報の管理

20 医療分野における個人情報の取扱いについて具体的な事例を上げ理解させる。看護師の職務として患者のプライバシーを保護することの必要性を認識させ、病院内ネットワーク等における個人情報のセキュリティ管理の方法を具体的に理解させる。

ウ 保健医療福祉の現場における看護情報システム

25 病院の情報システムにおける看護援助の支援システム、看護業務、看護スタッフの業務、看護計画、指示、バイタルデータ管理などの看護管理業務支援システムの利用について理解させる。また、地域保健医療ネットワークによる保健機関・医療施設・福祉施設の連携システムの実際と重要性や遠隔医療・看護の概要について具体的な実践例を通して理解させる。

第3章 教育課程の編成と指導計画の作成

第1節 教育課程の編成

5

ここでは、学校において看護科に関する科目を取り入れた教育課程を編成する場合の主な留意点について、高等学校学習指導要領総則に定められている事項を中心に述べることとする。

1 教育課程編成の一般方針（総則第1款）

10 高等学校学習指導要領第1章総則第1款の教育課程編成の一般方針においては、教育課程編成の基本的な原則を示すとともに、教育課程の編成に関し、特に配慮すべき事項及び学校教育を進めるに当たっての基本理念について示している。

教育課程編成の基本的な原則については、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従って、生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成することを示している。特に、今回の改訂においては、学校の教育活動を進めるに当たっては、「各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣を確立するよう配慮しなければならない。」ことが示されている。これは、教育基本法等で明確にされた教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成することや知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視するという今回の改訂の基本的な考え方を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

看護に関する学科においては、これまで看護科に関する各科目の履修を通して看護に関する基礎的・基本的な知識・技術を身に付けることにとどまらず、実験・実習という実際の・体験的な学習を重視してそれらの知識・技術を実際に活用できる実践力の育成に努めてきている。また、「看護臨地実習」などの学習を通して、問題解決能力や自発的、創造的な学習態度の育成に努めてきている。看護に関する学科では、今回の改訂を踏まえ、これらの教育の一層の充実に図っていくことが求められており、その際、例えば、実習の成果や課題をまとめた報告書の作成や発表、「看護臨地実習」の成果の発表など言語活動の充実に努める必要がある。

道徳教育については、今回の改訂において、道徳教育を充実する観点から、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを明確化している。また、「自他の生命を尊重する精神」に関して適切な指導を行うとの配慮事項を追加している。

看護科では、従前より、教科の目標に「看護の本質と社会的な意義を理解させる」と示すなど、看護の職業に従事する者として必要な意識の高揚を図ることにより、看護職者として常に自覚と責任をもって行動する態度の育成を重視しており、各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

体育・健康に関する指導については、生徒の発達の段階を考慮すべき旨を規定するとともに新たに食育の推進や安全に関する指導について規定している。

さらに、望ましい勤労観・職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するよう就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うように求めている。

各学校においては、これらの教育課程編成の一般方針として示された事項や基本理念に基づき、創意工夫を生かした教育課程を編成・実施していく必要がある。

2 各教科・科目及び単位数等（総則第2款）

5 (1) 卒業までに履修させる単位数等（総則第2款の1）

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な学習の時間の単位数並びに特別活動及びそれらの授業時数に関する事項を定めるものとする。この場合、各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の計は、総則第3款の1、2及び3の(1)に掲げる各教科・科目の単位数並びに総合的な学習の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

10 単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。ただし、通信制の課程においては、第7款の定めるところによるものとする。

15 高等学校の教育課程は、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動によって構成することとしている。また、卒業までに履修させる総単位数は、従前と同様に74単位以上で変更はない。

20 (2) 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びに標準単位数（総則第2款の2）

各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる各学科に共通する各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの単位数について、表1に掲げる各教科・科目及び総合的な学習の時間並びにそれぞれの標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

表1 各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数（印が必履修科目）

教科等	科 目	標準単位数	すべての生徒に履修させる科目
25 国 語	国語総合	4	2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
30 地 理 歴 史	世界史A	2	}
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
35 公 民	現代社会	2	「現代社会」 又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
40 数 学	数学	3	2単位まで減可
	数学	4	
	数学	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
45	科学と人間生活	2	}
	物理基礎	2	

5	理科	物理 化学基礎 化学 生物基礎 生物 地学基礎 地学 理科課題研究	4 2 4 2 4 2 4 1	「科学と人間生活」 を含む2科目 又は 基礎を付した科目 を3科目
10	保健 体育	体育 保健	7～8 2	
15	芸術	音楽	2	}
		音楽	2	
		音楽	2	
		美術	2	
		美術	2	
		美術	2	
20		工芸	2	}
		工芸	2	
		工芸	2	
		書道	2	
		書道	2	
		書道	2	
25	外国語	コミュニケーション英語基礎	2	2単位まで減可
		コミュニケーション英語	3	
		コミュニケーション英語	4	
		コミュニケーション英語	4	
		英語表現	2	
		英語表現	4	
		英語会話	2	
30	家庭	家庭基礎	2	}
		家庭総合	4	
		生活デザイン	4	
	情報	社会と情報	2	}
		情報の科学	2	
35	総合的な学習の時間		3～6	2単位まで減可

(注: } は、それらの科目のうち、1科目が必修であることを示す。)

(3) 主として専門学科において開設される各教科・科目（総則第2款の3）

40 各学校においては、教育課程の編成に当たって、生徒に履修させる主として専門学科において開設される各教科・科目(以下「専門教科・科目」)及びその単位数について、総則第2款の3の表に掲げる各教科・科目及び設置者の定める標準単位数を踏まえ適切に定めるものとする。

45 看護科に属する科目については、学科の目標や性格によってその履修単位数が異なると思われるので、設置者は本書の第2章の解説を参考にして標準単位数を定めることになる。各学校においては、学科の目標、生徒の必要などに応じて、適切に科目を選定し、履修単位数を定めることが必要である。

(4) 学校設定科目（総則第2款の4）

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、学習指導要領に示す教科について、これらに属する科目以外の科目（以下「学校設定科目」）を設けることができる。この場合において、学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、各学校の定めるところによるものとする。

学習指導要領に示す教科・科目以外の教科・科目を設ける場合には、従前は、その名称、目標、内容、単位数等は、設置者が定めることとされており、「その他の科目」と称してきた。平成11年の改訂において、各学校における特色ある教育課程の編成に資するようこれらの科目の名称、目標、内容、単位数等は、各学校で定めることとし、「学校設定科目」と改めており、今回の改訂においても同様の扱いとしている。

看護科に属する科目については、看護に関する各分野に対応して、通常履修される教育内容などを想定して、13科目が示されている。しかしながら、看護の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、「学校設定科目」を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

「学校設定科目」を設ける場合には、各学校は教科の目標に基づき、その科目の名称、目標、内容、単位数などを定めることとされている。「学校設定科目」を設置する場合には、教科の目標に基づき設置するという要件があること、科目の内容構成については、関係する各科目の内容との整合性を図るよう十分配慮する必要がある。

3 各教科・科目の履修等（総則第3款）

(1) 必履修教科・科目等（総則第3款の1）

必履修教科・科目の種類及びその単位数（総則第3款の1の(1)）

すべての生徒に履修させる各教科・科目（以下「必履修教科・科目」）とその単位数は、表1（64ページ参照）のとおりである。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「国語総合」については、3単位又は2単位とし、「数学」及び「コミュニケーション英語」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

今回の改訂において、すべての生徒に履修させる必履修教科・科目については、高等学校の生徒として最低限必要な知識・技能と教養の幅を確保するという必履修科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅の拡大（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修科目の単位数を原則として改訂前よりも増加させないこととした。ただし、教科としての共通性を高める必要がある場合や生徒の選択肢の拡大につながる場合については各学校の一定の裁量を確保した上で単位数を増加させることとした。

これを踏まえ、学習の基盤である国語、数学、外国語の各教科の必履修科目については、選択的な履修を認めるのではなく、すべての生徒が共通して履修する科目（共通必履修科目）を設けている。ただし、生徒や学校の実態が多様であることを踏まえ、各共通必履修科目について2単位まで単位を減じることができるようにしている。国語、数学及び外国語を除く各教科については、体育を除き、各教科において2単位の科目を含めた複数の科目から選択的に履修できるようにしている。

また、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上は学ぶという理念は維持した上で、学校の裁量を拡大し、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を高める観点から、4領域それぞれの基礎を付した科目の中から3科目を履修する場合には、複数の領域にまたがる総合的な科目の履修は不要とした。

ただし書きの規定は、生徒の特性、進路等が多様になっているという実態や専門科目を履修しなければならない専門学科において、教育課程編成を一層弾力的に行うことができるよ

うにするためのものである。なお、標準単位数が2単位である必履修科目は減じることができないことに注意する必要がある。

以上のような必履修教科・科目の設定により、その最低合計単位数は、従前と同様、各課程・学科とも31単位となっている。

5 総合的な学習の時間の履修

すべての生徒に履修させる必要がある総合的な学習の時間の標準単位数については、総則第2款の2の表に3～6単位と示されている。このため、各学校で総合的な学習の時間の単位数を定める場合については、原則として3単位を下らないことが求められる。ただし、特に必要がある場合にはその単位数を2単位とすることができる。これは、総合的な学習の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目(学校設定科目及び学校設定教科を含む)において、横断的・総合的な学習や探究的な学習が十分に行われることにより、総合的な学習の時間の単位数を2単位としても総合的な学習の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な学習の時間を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な学習の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨である。

(2) 専門教科・科目の履修(総則第3款の2)

専門教科の最低必修単位数(総則第3款の2の(1))

20 看護など専門教育を主とする学科においては、専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、看護に関する学科においては、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。

25 看護などの専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、従前と同様に25単位以上としている。平成11年の改訂で30単位から25単位に改められたが、今回の改訂において、卒業に必要な修得総単位数や必履修教科・科目の最低合計単位数が変更されていないことなどを踏まえ、専門学科については、一定の専門性を確保する観点から引き続き専門科目を25単位以上履修させることが適当であるとされたことによる。

30 専門科目による必履修科目の代替(総則第3款の2の(2))

専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

35 これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、専門科目と必履修科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な調整を行い、より弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。看護に関する学科では、例えば、「基礎看護」、「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」、「母性看護」、「小児看護」の履修により「保健」や「家庭総合」等の履修に代替することができる。また、「看護情報活用」の履修により「社会と情報」の履修に代替することなどが可能である。なお、全部代替する場合、「看護情報活用」の履修単位数は、2単位以上必要であることは言うまでもない。

職業学科における総合的な学習の時間の特例(総則第3款の2の(3))

45 看護に関する学科においては、総合的な学習の時間の履修により「看護臨地実習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって「看護臨地実習」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「看護臨地実習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つ

け、自ら学び、自ら考え、問題を解決する力など生きる力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすることを目標としている。

また、この時間の学習活動については、各学校が創意工夫を生かして展開することが期待されているが、学習指導要領では、横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒が設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動、自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動の三つの活動が例示されている。

看護に関する学科においては、看護に関する各科目において習得した知識と技術を、実際に臨床の場における実習を通して活用するとともに、問題解決の能力や自発的な学習態度を育てることを目標とした「看護臨地実習」が原則履修科目とされており、これは、総合的な学習の時間がねらいとしているものと軌を一にしているといえる。したがって、総合的な学習の時間の履修をもって「看護臨地実習」の履修の一部又は全部に替えることができるとし、逆に、「看護臨地実習」の履修をもって「総合的な学習の時間」の履修の一部又は全部に変えることができることとしている。

ただし、相互の代替ができるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「看護臨地実習」の履修によって総合的な学習の時間の履修に代替する場合には、「看護臨地実習」を履修した成果が総合的な学習の時間の目標からみても満足できる成果を期待できるような場合である。同様に、総合的な学習の時間の履修によって「看護臨地実習」の履修に代替する場合には、総合的な学習の時間の履修の成果が「看護臨地実習」の目標、内容等からみて満足できる成果を期待できるような場合である。

4 各教科・科目等の授業時数等（総則第4款）

(1) 全日制の課程における年間授業週数（総則第4款の1）

全日制の課程における各教科・科目、ホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む）に行うことができる。

学校においては、教育課程の編成に当たって、各教科・科目、総合的な学習の時間並びにホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事それぞれについて年間の授業の計画を立てる必要があるが、このうち全日制の課程においては、各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とするように計画されなければならないことを示している。

今回の改訂で「特定の期間」には「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む」との規定を追加し、各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には、これらの期間に授業日を設定することも含まれることを明らかにしている。

(2) 全日制及び定時制の課程における週当たり授業時数（総則第4款の2及び3）

全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、これを増加することができる。

定時制の課程における授業日数の季節的配分又は週若しくは1日当たりの授業時数については、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して、適切に定めるものとする。

全日制の課程における週当たりの標準授業時数については、従前と同様30単位時間としている。さらに、今回の改訂では、各学校や生徒の実態等に応じて、各教科・科目において基礎的・基本的な知識・技能の定着や知識・技能を活用する学習活動を行う上で必要な授業時数を確保する必要がある場合など、30単位時間を超えて授業を行うことが可能であることを明確にしている。

(3) 特別活動の授業時数（総則第4款の4、5及び6）

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。

生徒会活動及び学校行事については、学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てるものとする。

- 5 定時制の課程において、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動の授業時数の一部を減じ、又はホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことができる。

10 特別活動については、ホームルーム活動、生徒会活動及び学校行事から構成しており、その授業時数については、ホームルーム活動について、年間35単位時間以上行うことを規定したものである。なお、ホームルーム活動は、各教科・科目と異なり、特定の学期又は期間に行うことはできず、毎週行わなければならないが、授業の1単位時間の弾力化を図っているので、年間の合計として35単位時間以上の授業時数を確保する必要がある。

(4) 授業の1単位時間の運用（総則第4款の7）

15 各教科・科目等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用について責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

20 授業の1単位時間については、従前と同様に、各教科・科目等の授業時間を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において適切に定めることとしている。

なお、授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準としているので、それによって計算された単位数に見合う授業時数は確保しなければならない。

25 今回の改訂においては、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」との規定が設けられている。これは、教科担任制である高等学校では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外のホームルーム担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。

(5) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（総則第4款の8）

35 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

40 この規定は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものでもなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要がある。

5 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項（総則第5款）

(1) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成（総則第5款の1）

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修がで

きるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け、生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

教育課程の編成に当たっては、「多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮する」ことに加え、「生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるように」することを示している。これは、単に生徒の自由選択に委ねるだけでなく、各学校において、学校や生徒の実態を踏まえ、特に生徒の進路を十分に考慮に入れた適切な教科・科目の履修ができるようにすることを求めたものである。

(2) 各教科・科目等の内容等の取扱い（総則第5款の2）

学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項（総則第5款の2の(1)）

学校においては、学習指導要領に示していない事項を加えて指導することができる。また、学習指導要領に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、学習指導要領に示す教科、科目及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重になったりすることのないようにするものとする。

各教科・科目及び特別活動の指導に当たっては、学校において必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる。このように、学習指導要領に示しているすべての生徒に対して指導するものとする内容を確実に指導した上で、個に応じた指導を充実する観点から、生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序（総則第5款の2の(2)）

学習指導要領に示す各教科・科目及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校において、その取扱いについて適切な工夫を加える。

各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間の学習活動の学期ごとの分割指導についての配慮事項（総則第5款の2の(3)）

学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

従前から、各教科・科目の内容を1単位ごとに分割指導できることを示していたが、単位制高校の増加などを踏まえ、弾力的な教育課程編成を可能とする観点から、例えば、4単位科目を2単位ごとに分割するなどの指導ができることを明示している。

学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項（総則第5款の2の(4)）

学校においては、特に必要がある場合には、学習指導要領に示す教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

(3) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（総則第5款の3）

各教科・科目等相互間の関連及び発展的、系統的な指導（総則第5款の3の(1)）

指導計画の作成に当たっては、各教科・科目等それぞれにおける固有の目標の実現を目指すと同時に、他の各教科・科目等との関連を十分図るよう作成される必要があり、各教科・科目等について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。

指導内容のまとめ方及び重点の置き方（総則第5款の3の(2)）

各教科・科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにする。

義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫（総則第5款の3の(3)）

学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにする。

ア 各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けること。

イ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図りながら、必修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、その単位数を標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当すること。

ウ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必修教科・科目を履修させるようにすること。

道徳教育の全体計画の作成（総則第5款の3の(4)）

全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、その全体計画を作成する。

(4) 職業教育に関して配慮すべき事項（総則第5款の4）

実験・実習に配当する授業時数の確保（総則第5款の4の(2)のア）

職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分に確保するようにする。

専門科目の内容を確実に身に付けさせるためにも実験・実習などの体験的な学習を一層重視することとして、これに充てる授業時数を確保するよう示したものである。

生徒の実態に応じた配慮（総則第5款の4の(2)のイ）

生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにする。

就業体験の機会の確保等（総則第5款の4の(3)及び(4)のア）

学校においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

職業に関する各教科・科目については、就業体験をもって実習に替えることができることとしている。この場合、就業体験は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画されるものであることを要する。

職業に関する学科では、従来から「課題研究」や各科目の実習の一部として、産業現場等における実習（現場実習）が行われてきている。これらの実践等を踏まえ、平成20年1月の中央教育審議会答申において、社会人・職業人として自立していくためには、生徒一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実することが重要であり、その一環として小学校での職場見学、中学校での職場体験活動、高等学校での就業体験活動等を通じた体系的な指導を推進することが提言されている。また、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体験等、実社会や職業とのかかわりを通じて、高い職業意識・職業観と規範意識、コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し、例えば、職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより、教育活動を充実すべきであると提言されている。

就業体験は、生徒が実際の知識や技能・技術に触れることによる学習意欲の喚起、主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成、異世代とのコミュニケーション能力の向上などその教育上の意義が大きいものである。

このため、今回の改訂においては、すべての学科において、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業界現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮すべきことを明示している。また、
5 特に、職業に関する各教科・科目については、就業体験を積極的に取り入れることとし、就業体験をもって実習に替えることができることとしている。

定時制及び通信制の課程における実務等による職業科目の履修の一部代替（総則第5款の4の(4)のウ）

定時制及び通信制の課程においては、生徒の看護に関する実務経験を科目の履修の一部に
10 替えることができる。

ただし、その科目の一部を履修したと同様の成果があると認められるときに限られる。

第2節 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

学習指導要領では、第3章の第6節第3款に看護科の各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項を示している。各学校において、具体的な指導目標、指導内容及び指導方法などを定めた指導計画を作成する際には、これらの事項に十分配慮する必要がある。

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

- 10 (1) 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させることとしている。

- 15 「基礎看護」は、看護の意義と保健・医療・福祉における看護の役割の理解、日常生活の援助及び診療における看護に関する知識と技術の習得により、看護を適切に行うための基礎的な能力を養うことを目標としている。看護の基礎的・基本的な科目として低学年に履修させ、常によりよい看護をめざして自ら向上しようとする積極的な学習への動機付けとなるものである。

- 20 「看護臨地実習」は、問題解決の能力や自発的・創造的な学習態度を育てるための科目で、看護科の各科目において習得した知識と技術を、実際に様々な看護実践の場における実習を通して活用することにより、看護科の各科目の学習内容の確認と定着を図るとともに、それらを実際の場面において応用発展させることにより、専門的な知識と技術の深化、総合化を図ることをねらいとして、主として高学年で履修させる科目である。

- 25 なお、「看護臨地実習」については、職業資格取得との関連から、10～21単位履修されることを想定して内容が構成されているが、原則履修科目の趣旨に照らし、内容の「(1) 基礎看護臨地実習」の「オ 看護の展開」、「(2) 領域別看護臨地実習」及び「(3) 統合実践看護臨地実習」については、学科の特色や生徒の進路希望等に応じて、扱わないことができることとしている。

- 30 (2) 看護に関する各学科においては、原則として看護に関する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当すること。

- 35 高等学校における職業教育は、実験・実習等の実際的、体験的な学習を重視しており、高等学校学習指導要領総則において、職業教育を主とする専門学科の教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項の一つとして、職業に関する各教科・科目については、実験・実習に担当する授業時数を十分確保することとしている。

- 40 看護に関する学科においては、医療・看護の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応した適切な看護ケアが確実に実践できる人材の育成を目指して、課題探求能力や問題解決能力の育成などを重視した実験・実習を充実することが必要である。看護に関する学科においては、従前から看護に関する科目の担当時間の合計の10分の5以上を実験・実習に充てることとしているが、時数の確保とともに内容の一層の充実に努めることが大切である。

- 45 (3) 地域や医療機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

平成20年1月の中央教育審議会答申において、職業に関する各教科の改善に当たっては、就業体

5 験等，実社会や職業とのかかわりを通じて，高い職業意識・職業観と規範意識，コミュニケーション能力等に根ざした実践力を高めることを一層重視し，例えば，職業の現場における長期間の実習を取り入れるなどにより，教育活動を充実すべであると提言されている。このため，高等学校学習指導要領総則において，職業教育に関して配慮すべき事項の一つとして，学校においては，キャリア教育を推進するために，地域や学校の実態，生徒の特性，進路等を考慮し，地域や産業界等との連携を図り，産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに，地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとしている。

10 看護に関する学科においては，従前より，知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して，臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる実践的な学習活動として，臨床での実習を内容とする「看護臨床実習」を実施してきた。今回の改定では，チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解することを目標に加え，科目名を「看護臨床実習」に変更し，医療施設だけでなく看護の実施されている様々な施設での実習についても充実を図ることとした。また，医療の高度化・専門化，患者の高齢化・多様化など，近年の看護・医療・福祉を取り巻く環境の変化に対応する最新の知識と技術について，医療職・福祉職などの社会人講師を活用した授業などにより，指導の充実を図ることが必要であり，地域や医療機関，産業界等との連携・交流を一層充実させることが大切である。

2 各科目の指導に当たっての配慮事項

20 2 各科目の指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

看護科の各科目の指導に当たっては，基礎的・基本的な知識や技術の確実な定着を図るため，各種メディア教材を活用するとともに，コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用を図り，学習の効果を高めるよう配慮することが大切である。

また，「看護情報活用」をはじめ看護科の各科目についても，看護に関する分野の情報化の進展に対応して，内容の改善を図っており，看護科の各科目の指導に当たっては，各種メディア教材を活用するとともに，コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報機器の活用を図り，指導の効果を高めるよう配慮することとしている。

3 実験・実習の実施に当たっての配慮事項

35 3 実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

この規定は，実験・実習を行うに当たっての安全等に関する配慮事項を示したものである。

各学校においては，関連する法規等に従い，実験・実習用の施設・設備や薬品等の安全管理，学習環境の整備，事故防止の指導とその徹底及び安全と衛生についてそれぞれ具体的に検討し，対策を講じておくとともに，事故防止の精神に対する生徒の自覚を高め，安全と衛生について日常的な態度として身に付くよう指導することが必要である。

また，臨床実習においては，患者等の対象に対する医療過誤や生徒自身の院内感染などの医療事故を防止するため，次の観点から実習の指導基準や安全管理の具体的な計画を検討するとともに，万一の事故や災害の際の危機管理体制についても整備をしておくことが必要である。

- 45 ア 臨床実習における患者等の安全に関すること。
- イ 生徒の細菌やウイルスの感染予防及び放射線被曝防止に関すること。
- ウ 薬品，火気，機器・器具などの安全な取扱いに関すること。